

第九十四回国会 運輸委員會議録 第十号

昭和五十六年四月十七日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

- 委員長 小此木彦三郎君
- 理事 加藤 六月君
- 理事 榎橋 進君
- 理事 福岡 義登君
- 理事 西中 清君
- 阿部 文男君
- 上草 義輝君
- 木部 佳昭君
- 近岡理一郎君
- 浜田卓二郎君
- 三塚 博君
- 井岡 大治君
- 小林 恒人君
- 浅井 美幸君
- 三浦 久君
- 中馬 弘毅君

- 理事 関谷 勝嗣君
- 理事 宮崎 茂一君
- 理事 吉原 米治君
- 池田 淳君
- 植竹 繁雄君
- 島村 宜伸君
- 永田 亮一君
- 林 大幹君
- 水野 清君
- 伊賀 定盛君
- 関 晴正君
- 塩田 晋君
- 四ツ谷光子君

出席國務大臣

- 運輸 大臣 塩川正十郎君

出席政府委員

- 外務省条約局長 伊達 宗起君
- 厚生省環境衛生局長 山村 勝美君
- 局水道環境部長 角田 達郎君
- 運輸大臣官房長 小野 維之君
- 運輸大臣官房審議官 野口 節君
- 運輸省船舶局長 鈴木 登君
- 運輸省船員局長 吉村 眞事君
- 運輸省港灣局長 妹尾 弘人君
- 海上保安庁長官 松本金十郎君
- 高等海難審判庁長官 増澤謙太郎君
- 気象庁長官

委員外の出席者

- 防衛庁防衛局運用第一課長 萩 次郎君
- 外務大臣官房外務参事官 松田 慶文君
- 海上保安庁警備救難部長 吉野 穆彦君
- 建設大臣官房技術調査室長 萩原 兼脩君
- 建設省都市局下水道部下水道企画課長 幸前 成隆君
- 自治大臣官房地域政策課長 藤原 良一君
- 自治省財政局調整室長 龜田 博君
- 運輸委員会調査室長 萩生 敬一君

委員の異動

- 四月十七日 辞任 佐藤 文生君 補欠選任 池田 淳君
- 濱野 剛君 補欠選任 浜田卓二郎君
- 古屋 亨君 上草 義輝君
- 箕輪 登君 島村 宜伸君
- 山村新治郎君 植竹 繁雄君
- 小淵 正義君 塩田 晋君

同日 辞任

- 池田 淳君 補欠選任 佐藤 文生君
- 上草 義輝君 古屋 亨君
- 植竹 繁雄君 山村新治郎君
- 島村 宜伸君 箕輪 登君
- 浜田卓二郎君 濱野 剛君
- 塩田 晋君 小淵 正義君

四月十五日

国鉄地方交通線に関する請願(近藤元次君紹介)(第三〇三〇号)
 身体障害者に対する運輸行政に関する請願(中井治君紹介)(第三〇三二二号)
 同(部合孝之君紹介)(第三〇三三二二号)
 重度障害者及び介護者の国鉄特急料金割り引きに関する請願(平泉沙君紹介)(第三〇三五五号)
 気象業務の整備拡充に関する請願(日野市朗君紹介)(第三一一四四号)
 国内用船外機の検査免除に関する請願(足立篤郎君紹介)(第三一四八八号)
 同(斎藤滋与史君紹介)(第三二四九九号)
 は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

広域臨海環境整備センター法案(内閣提出第三八号)
 海上保安に関する件(日昇丸の事故に関する問題) 題)

○小此木委員長 これより會議を開きます。
 内閣提出、広域臨海環境整備センター法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小林恒人君。
 ○小林(恒)委員 一般の連合審査の際に運輸大臣の方から御説明をされている部分で、ちょっと正確を期したいと思っておりますので、答弁内容について、あらかじめもう一度私からも質問したいと思っております。センター法が組織法であり、地方自治体が廃棄物処理を進めていく上で新しい道を開いたものである、しかし今後の運営においての具体的指導に当たっては、主務大臣として十分に行っていききたい、こういう趣旨の答弁

があるものでありますけれども、この法律案の内容的なものを見ますと、組織法として設置をされているものであって、具体的に主務大臣として、運輸大臣やあるいは厚生大臣が具体的な指導をする上での道筋をどういう形で開くのかという部分では、ちょっと理解しにくい面があるように思えてならないのです。
 そこで、大臣が具体的に指導に当たっては十二分に行っていききたいという趣旨の答弁をされておりますので、こら辺の具体的な中身を、いましばらく御説明を願いたいと思うのです。
 ○塩川國務大臣 私が言っております趣旨は、厚生、運輸両大臣が主務大臣となりましてセンターを設立をさせて、そして、そのセンターの設立は、あくまでも関係地方団体の自発的意思に基づいて設立でございますが、その後の業務運営等をやっていきますについては、運輸省の立場から申しますと、海上汚染を防止し、そして港灣の機能を損なわないように、そしてまた、その理め立てていたしておりますところが将来の利用において港灣機能と一体化していくように、そしてまた、その港灣関係者の生活向上に結びつくような方向でセンターが事業を実施するように指導していききたい、こういう指導でございます。
 それと、厚生大臣といたしましては、広域的な地域におけるごみの最終処理として、いわば減量化というものを指導していくことも強力な指導の一つでございます。また、その最終処分場の確保ができなかったがために今日まで乱投棄されておたことを防止し、秩序ある投棄、処分をせしめるための指導をする、そういうことも重要な指導の一つであろうと思っております。
 ○小林(恒)委員 従来の経過にかんがみて、秩序ある投棄体制、こういう考え方についてはよくわかりました。
 そこで、これは厚生省や通産省が中心になるの

かと思えますけれども、本委員会の中でもずいぶん心配をされてきたいわゆるPCB等の処理にかかわって、あるいはベントナイト等の処理にかかわって、これはある意味では産業廃棄物の投棄という意味合いがありますけれども、こういった広大な処理場に有害物を投棄する場合のチェック体制、これは幾人もの皆さん方からの質問が本委員会の中でも出ておりますけれども、必ずしも正確な意味でチェック体制というのが明示をされてないように思うのです。法律そのものが組織法だということについては承知をしますけれども、広域処理場という認識からすれば、十二分な体制で産業物の投棄体制というものが確立されること、これが肝要だと考えますし、特に有害物をどういう形でチェックするのか。現行法の中でも、たとえば産業物処理法等に基づいて、産業廃棄物等については関係業者はそれなりの検査を受けた上で所定の投棄場所に投棄をする、こういう形になっているわけですけれども、今回設定をされるセンター法の中の処理体制という過程の中では、どの部分とどの部分でどこが責任を持ってチェックをするのか、この部分について具体的に示していただきたいと思えます。

○山村政府委員 御指摘のように、有害産業廃棄物、これはセンターとしては受け入れないわけですが、これは以前段階として、産業物処理法の産業物処理行政としてやるべき課題が多いかと認識をいたしております。

そのとおりになっているかどうかをチェックするという体制でございます。なお、アフターケア的に環境汚染のモニタリングも必要であろうかと考えております。

○小林(恒)委員 それでは、御指摘のPCB、廃家電部品が紛れ込んでくるというような実態が中小都市の一部において見られるようございます。PCBの部品の問題につきましては幾つかの方法がございまして、市町村が集めたものの中から業界の団体がそのPCB汚染物質だけを取り除くという流れができておりますので、それを徹底していくということでございます。したがって、市町村とその業界の処理団体とが緊密な連絡をとり、都道府県の指導のもとに未然に処置をしていくということでございます。

○小林(恒)委員 それでは、ちょっと確認をしておきますけれども、ベントナイトも投棄の対象になっているということですね。

○山村政府委員 具体的には現場のセンターが判断をしていくことになりまして、問題になりますのは、やはりベントナイトとしまして、水質が多いというところ、あるいはあろうかと思っております。受け入れ基準をきちっとしまして、ある程度かたまりにしたような姿なら受け入れてもいいんではないかというふうな感じでございます。

○小林(恒)委員 そこで、ここに五十六年三月二十七日の日本経済新聞の夕刊があるのですが、この中に、これは東京の例でありますけれども「東京の泥、かぶるのはゴメン」というタイトルで大きくベントナイトの処理をめぐっての実態を記載した記事があります。このベントナイトの実情からすると、最近のトンネル工事、橋梁工事等を含めて工法そのものが大きく変化してきたとい

うことは、私からあえて言うまでもない事柄なのでありますけれども、この中でも記載をされておりますけれども、たとえば東京周辺を対象にして見た場合、年間およそ七十万トンに近いベントナイトの発生がある、こう言われているわけであり

ます。

ところが、処理場はということになりますと、いま部長も言われておりますように、八五%以下に処理をするという処理場が都内には一カ所、東京周辺でも三カ所程度しかない。かてて加えて、この一カ所での処理能力というのはせいぜい年間五万ないし六万トン程度の処理能力より持たない、こういうことからいたしますと、十二分な処理をしないままに投棄をする状態というものが今日まで長く続いてきているという実情があるので

す。

これは大都市周辺として特に大きな課題でありまして、これはたまたま東京の例ではありますけれども、大阪、近畿圏においても例外ではないと思われまして、これらの実情にかんがみ、センターとの関連の中で処理場を含めた指導体制というのは考えられているのかいのか、この点について御答弁を賜りたいと思えます。

○山村政府委員 センターの広域処理場で受け入れられるものは、受け入れ基準をきちっとつくってや

っていくわけでありまして、その際含水率を相当下げた姿で受け入れるということになろうかと思

います。そうしますと、その前段階の脱水等の中間処理につきましては事業者の方で処置していただくというふうにご考えております。

○小林(恒)委員 そのチェック体制はどこがやるのですか。

○山村政府委員 適正に処分されているかどうか、最終的にべたべたのものが捨てられているというふうな状態は、産業物処理法におきます埋立処分基準に違反いたしますので、それ自体の規制につきましても厚生省がやりますが、事業所の指導につきましても、所管省庁であります建設省等が行うことになり

ます。

○小林(恒)委員 それから、いましばらく具体的にお伺いをしたいと思いますけれども、脱水なしは中和処理というものが十二分に行われた後に、センターが管理をする広域処理場に投棄をするという形になるわけですね。そうですね。ということになると、おのずとセンターによる確認体制というものが必要になってくるかと考えるのですけれども、この点はいかがですか。

○山村政府委員 その状態につきましては、センターが判断をして受け付けていくということになります。含水率という指標でございまして、これも、これは大体見た感じである程度判断できるものでござい

ます。

○小林(恒)委員 判断と確認とはちょっとニュアンスの違いがあるように思いますけれども、これは決まっていますか。それとも、判断をしますというところは確認と読みかえてよろしいでしょうか。

○山村政府委員 結構でございます。

○小林(恒)委員 これはこの種の法律が出てきたからあえて取り上げるといふつもりはないのでありますけれども、いわゆる国が発注をする工事が幾つかあると思っております。建設省お見えですね。この国が発注をする工事の予算科目の中に、建設をした以降、建設残土を含めた処理にかかわる費用というものは含まれてまいりましたか。

○萩原説明員 お答えいたします。

建設省の直轄工事の場合、残土、捨てますものまでを積算の中に組み込んでございます。特に、御指摘のような産業廃棄物の指定を受けますものにつきましても、俗に私ども指定処分と申しておりますが、捨てます場所までを発注者側においても確認をいたしまして、それまでの処理、運搬の費用を見込んでございます。

○小林(恒)委員 先般の委員会では、私はこの法律提案に当たって、運輸、厚生両省が関係省庁との間に覚書の取り交わしをしているという、こういう事実に関連をして、その覚書の委員会提出を

求めてきた経緯があります。私としては必ずしも満足するような資料ではなかったものであります。今日の答弁の中では、行政分野におけるこの覚書であって国会に提出をする性格のものではないという答弁を初めとして、なかなかこの覚書にかかわって資料提出が行われませんでした。きわめて不十分でありますけれども、出された資料について、二お伺いしておきたいと思ひます。

少なくとも法案提出にかかわって、行政レベルの事柄なのかあるいは立法との関係で大きくかわり合いがあるのかという判断は、私は、法律をつくる段階で立法府の責任においてチェックをしていかなければいけない課題ではないのかという一言の答弁で、これは行政レベルの課題ですという言い方をしていたわりには、それぞれに覚書として整理をされている中身をチェックしていくとするならば、立法措置との間で大きなかわり合いがあるものが幾つか所見をされます。

たとえば、主務官庁と通産との間に取交わされた覚書の中でも、具体的にその処理量、受け入れ基準、処理料金も含めてセンターに対する指導をするのだという具体的な中身があります。組織法と言われている法律の側面では、行政府があらかじめそこまで指導方針を明確にして覚書を結ばなければいけない、こういったものがあること自体、私は問題を提起せざるを得ません。

主務大臣としてのこら辺の見解を承っておきたいと思ひます。

○吉村(眞)政府委員 覚書を締結いたしましたして、行政運営の諸問題についてあらかじめ各省間と合意を得ておくというふうな御説明を申し上げたわけでございます。ただいま御指摘の基本計画の中に定める問題あるいは捨て込み量を決める場合の指導の問題等は、これを法律の定めるところに従って十分やるわけでございますけれども、その運用の仕方について通産省と合意点を求めたという性格のものでございますので、行政運営上の問題

であるというふうな理解をして、そのように取り決めたものでございませぬ。

○小林(恒)委員 答弁に不十分があると思ひます。前段で確認をされているのは、この法律は組織法だと言いつつ切っているのです。組織法の範囲でしかこの法文は構成をされていない。ところが、行政レベルでの覚書の中身は、組織法をはるかに越えてセンターの運営事項に立ち至った覚書が交わされている。これは単純に行政レベルの仕事の中身で済んでいくという感じが切れるのですか。もう一度しっかりした答弁をください。

○小野(維)政府委員 この法律で、センターの設立の認可の申請が出てまいりましたときに大臣がその設立を認可する、そういうことがございませぬ。そこで、それ以外にセンターの組織をどうするかというようなことがこの法律に決められておるわけでありませぬから、そういう意味で組織法だということをお申し上げておるわけでございますけれども、その法律上の問題とは別に、この設立に關与した主務大臣の一つとして、大臣がセンターに対していろいろ行政指導をするということはあるわけでございませぬ。法律立案の過程において各行政官庁という御協議を申し上げましたことについて整理をするという意味合いにおいて、將來どういう考え方でいこうかということを確認し合つたことがあるということでございます。

○小林(恒)委員 答えになっていないのです。廃棄物の処理をめぐって地方自治体では困っている、どこに投棄するかという場所をつくるためにいろいろと模索をして、最終的に港湾区域内に投棄場所を建設する、そのための組織をつくり上げました、したがって、センター法そのものは組織法ですと言いつつ切っておきながら、通産省との覚書の中では、産業廃棄物だけに限って、その処理量、受け入れ基準、それから処理料金に至ってまで具体的に主務大臣はセンターを指導するということになっておるわけですか。法律の中にはそんなこと書いてないじゃないですか。だとすれば、

これは組織法ではありません。国全体の廃棄物、一廃、産廃を含めて投棄をしていく上で具体的な施策を講ずるものです、よって、こういう法律が出てきたのだとすればセンター法そのものは欠陥だらけじゃないんですか。それを補うための覚書にすぎないのではないですか。もう一度具体的な答弁をください。

○吉村(眞)政府委員 これは組織法としての法律でございますが、その基本計画の中に処理量、受け入れ基準、処理料金等を定めることが規定をされておられます。それで、通産省との間の考え方は、それらのものを決める場合、産業廃棄物とほかの廃棄物との間の均衡を失しないということをおの協議の過程で確認をしたということでございます。このセンター法が組織法であることとこの問題とは矛盾をしないと考えております。

○小林(恒)委員 最後に、運輸大臣にお伺いしておきますけれども、法律案の第二、四項ですか、「厚生大臣又は運輸大臣は、それぞれ、第二項又は前項に云々とありまして、「広域処理場整備対象港湾」とすることが適当と認められる港湾の港湾管理者の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」このように記載をされておられます。意見を聞くとはどこまでの範囲を指すのか。それと同時に、センターそのものの運営をめぐって主務大臣の及び得る範囲内か、お示しをいただきたいと思ひます。

○塩川(恒)委員 お尋ねの第二、四項のことでございますか。

○塩川(眞)委員 そうです。

○塩川(眞)委員 ここには明確に書いてございませぬ。広域処理場整備対象港湾とすることすように、「広域処理場整備対象港湾」とすることすように、適当と認められる港湾の港湾管理者の意見」ことすようにおられます。でございませぬから、港湾整備のことについて、たとえば地点を決定するときであるとか、その規模であるとか、あるいは搬入方法とか、そういう港湾管理上必要なことは、当然港湾管理者の意見を十分尊重しなければい

ぬ。その上に、協議してそういう諸要件を決めていくべきである、こういう趣旨でございませぬ。

○小林(恒)委員 終わります。

○小此木委員長 吉原米治君。

○吉原委員 大臣に最初にお尋ねをいたしました。連合審査の過程でも、このセンター法は組織法だから云々というお答えをしばしばされ続けてきておるわけでございませぬが、私は単なる組織法じゃないのではないかと気がしてならぬ。具体的にその事業項目をも特定しておる。単なる組織法ならそんなものは要らぬじゃないかと思ひますけれども、具体的にこの事業項目を特定しておるところを見ましても単なる組織法ではないのじゃないかという気がいたします。

それから二つ目には、大阪湾圏域における廃棄物の最終処分量を見ましても、全体で三億五千万立米、その中で一般廃棄物はわずかに一割にも満たない二千九百万立米でございませぬ。そして、産廃と残土が主な埋め立ての中身になっておる。この数字から見ましても、審議の過程で、ごみの捨て場をつくらぬだということが優先をするのか、港湾の埋め立てが先行するのかがという質問がしばしばございました。しかし、どう考えてみましても、このセンター法は、廃棄物対策の完全解決になっていない。つまり、言いかえすと、産廃の広域処理と同時に土地の造成、このことにすぎないと言つても言い過ぎではないと私は思ひます。そういう意味で、単なる組織法ではないんじゃないかという根柢をしたいと思います。ごみの捨て場が優先するの、港湾の埋め立てが優先するの、土地の造成が優先しておるんじゃないか、こんな気がしてならぬのですが、最初に大臣にお答え願ひたい。

○塩川(眞)委員 埋め込みますものの種別から見ましたら確かに一般廃棄物のシェアは少ない、これはもう当然そのようになっておられます。一般廃棄物は、要するに第一次、第二次処理というものは、地方自治体で懸命な努力をしてやっております。

第一類第十号 運輸委員会議録第十号 昭和五十六年四月十七日

して、灰とかの残滓の捨て場に困っておる。そういうものをこちらへ持ち込んでくる。ところが、産業の処理は府県の事務としてやっておりますけれども、実際にこの処理はいい形で進んでおらないと私は思うのです。それはなぜかと申しましたら、適切な投棄場がないということが一つ非常に困っておる点だろう。

ところが、私たちの一般の生活を見ましたら、廃棄物につきましても産業も一般廃棄物も生活に与える影響は同じなんです。けれども、産業廃棄物についてはPPPの原則というのがあって、最終処理まで原因者が責任を負うべきだという原則がある。けれども、投棄するところが無いということになってまいりますと、これをあながち行政上の問題として、一方的にPPPの原則のみで実際に現実問題として処理し得るかと言いましたら、なかなかそうはいかない。やはり有効な投棄場をつくってやらなければならぬ、これがわれわれも長年の悩みでございました。残土についても同様でございますし、ましてや下水の汚泥というものが、最近では処理場の増加に伴いまして非常な量に上ってまいりました。こういうようなものは、このまま放置いたしませんと、いわば無差別に、所構わずとは申しませんが、掘れば掘れば、掘れようところがあれば、その土中を掘ってでも捨てようというようになってまいりましたら、これは新しい公害をつくり出していくという心配がございます。

そこで、どうしても港灣に投棄したいというのが一つの方向だろうと思うのです。ところが、事業者が個々にこういう投棄場をつくってまいりますと、港灣はもうめっちゃめっちゃになってしましますし、ましてや一般海岸線に投棄されたらこれはもう收拾がつかない。そこで、これを秩序ある投棄をせしめるために、港灣の一部を利用してここに投棄せしめよう。しかし、それを無差別にやられたら港灣の管理者も困ります。ですから、同じ捨ててならば港灣の将来の開発に資するように、また港灣周辺におられる方々の生活に不愉快なこ

とを与えないように、そして将来その土地がそういう方々の有効利用になるように、そういう点を総合して場所を決めて、ここに投棄せしめる。しかも、その投棄するについても、海中に二次的な複合汚染を起してはいけませんので、擁壁等については厳重な技術的な管理監督をしていく、こういうことをあわせて処理していく、これが今度の法案の趣旨でございます。

○吉原委員 単なる組織法ではないんじゃないかという質問に対して、大臣からはそれはあくまでも組織法だというお答えがない、余分なことをお答えになっておるわけですが、私に言わせていただければ、本当に一般の自治体のごみの捨て場に困っておる、そういう悩みを解消するということになれば、私は大賛成なんです。ところが、中身を吟味すれば吟味するほど、何のことはない、そういう悩みを解消するところか、今度本四架橋の工事も大々的にやられますが、そこから出てくる排土砂、こういうものが大量に投棄されるのではないかとということが想像されるわけでございます。大臣にお答え願ったわけでございますが、最初には、そういう気がしてなりませんので、最初から大臣にお答え願ったわけでございますが、残念ながら時間の制約もございますので、後ほどまた大臣にお尋ねをさせていただいて、次に自治省に、各市町村が持つておる自治権というものに対する認識を私はお尋ねしたいのです。

この管理センターが、ごみ処理に関する問題に限られておるとは言いながら、独自の行政機能を持つことになる。こうなるとまいますと、既存の自治体というのとは一体どういう立場になるのか。周辺の百から二百とも言われておる自治体の状態というのは全く形骸化されてしまう。特に自治体の議決趣旨と相反する決定をセンターがもし出した場合、どっちが優先すると考えていらっしゃるか。これは恐らく管理センターの出した結論が優先するということになるだろうと私も推測されますが、そうなるとまいますと、全く自治

治の否定につながる、こういう事態が生ずることも容易に考えられるわけですが、その点の考え方はどうか。

また、この法案に係る事業費は首都圏、近畿圏合わせると七千億を超えるという大型のプロジェクトでございますが、地元負担、関係自治体の財政負担に対する軽減策というものは、自治省は一体どう考えていらっしゃるのか。特に生ごみを入れないという方針が出されておりますが、これに必要な前処理をするための新しい施設もまた各自自治体はつくらなければならぬ。そういった財源は現在の地方自治体で賄うことができないと思っておりますが、自治省は、以上言いましたような数点に対してどういう考え方を持ってこのセンター法に賛同なさったのか、自治省の考え方を聞いておきたいと思っております。

○藤原説明員 私の方から、担当しております前半の御質問の部分についてお答えしたいと思います。まず、自治権の侵害にはならないかという御質問でございますが、センターは、御承知のとおり、行政機関ではございませんし、また業務内容もあくまでも公共団体からの委託によって行うということになっておるわけではございません。センターに移していただくのは、廃掃法上の権限を自治権の侵害にはならないんじゃないかと考えております。

が基本計画及び実施計画を作成する際には関係地方公共団体及び港灣管理者に協議することになっております。さらには、センターの事業は地方公共団体及び港灣管理者の委託を受けて行う事業が主体となっておりますので、十分調整が図られることとなっております。したがって、御懸念の地方公共団体の意向が無視されるような事態は生じないと私は考えております。

○龜田説明員 このセンターの業務でございますが、広域処理場の建設、それから御質問にございました一般廃棄物の処理施設等の建設の問題でございますけれども、センターは地方公共団体あるいは港灣管理者の委託に基づきましてそういう処理場を建設するわけでございます。したがって、その財源措置、財政負担の問題は、従来の一般的な補助制度の適用をそのまま残しておきまして、一般的に地方公共団体に対して国の財政負担、あるいはその真につきましてもは起債、その起債につきましてもは交付税で措置をするという仕組みは現行制度がそのまま適用されることになっておるわけでございます。

なお、現在予定されております近畿圏、首都圏は公害対策基本法に基づきます公害防止計画が策定をされている地域でございますので、公害財特法に基づきまして補助率のかさ上げ等がなされておりますから、そういう意味で地方団体の財政負担の軽減には配慮がなされているところでございます。

○吉原委員 センターは行政機関ではないというふうなお話もございましたけれども、少なくともセンター独自のかなりの権限が与えられておる。しかも、関係の自治体というのとは二百に近いということが言われておる。この管理センターの中の理事というか、役員というか、これは恐らく十名以内ぐらいの少数だろうと思うんですね。ですから、どうしてもセンターの決めた方針と関係自治体の方針が衝突する方向とはしばしば矛盾なり反対の方向で決断される、こういうことは容易に予測されるわけでございますが、十分調整が図られる

と思うという御答弁でございませうけれども、少なくとも一つの問題について関係自治体が議決をしてその長がその議決の方針をセンターに何らかの方法で意思反映をしておいたとしても、その後のセンターの理事会といいますが、そういう場合の中でそれとは異なる結論が出る。その場合に、いままお答えの中にもありましたように、センターの決定が優先する。当然一たん議決をした関係自治体は議決のやり直しをせなければならぬ。こういう事態はしばしば起こるだろう、私はこう心配をしてお尋ねをしたわけでございませうが、その心配はない、十分調整を図っていきますというお答えを信じて、時間の関係で次に進みます。

次は、建設省にお尋ねをします。
この産廃の中には下水道汚泥も含まれてくると思っておりますのでお尋ねをするわけでございませうが、これは連合審査あるいはいままでの審査の過程でも建設省のお答えになったことを聞いたことがないものだから、私はあえてこの問題を取り上げました。現在の下水道汚泥の処理状況、簡潔にひとつ現状を説明してほしい。

特に、工場排水と家庭排水、これが合流しておるわけでございませうが、したがって、この汚泥の中に重金属等有害物質を当然含んでおると思われる。現在これをどういうふう処理されているのか。重金属汚泥問題、いわゆる基準をオーバーしておる問題については少なくとも現行法では解決がでないんじゃないか。しかも、生汚泥の水処理立てには問題があるということで、東京都の港湾審議会の答申の中でも水処理立ては適当でないということをお尋ねしております。現実には海洋投棄がなされておるといふ事実もあるようでございますが、こういった問題についてはどういふ実情把握をされておるのか。

また、今回の処分場に搬入する場合、当然下水汚泥、特に生汚泥の処理をコストは高くついても再度前処理をやって投棄すべきものではないかと考えますけれども、第五次下水道整備五カ年計画、これはことしから始まって六十一年に終わるよ

うでございませうが、この五カ年計画の中でこの広域処分場に搬入する下水汚泥の発生量、どのくらい発生して今度の広域処分場に搬入をすることになるのか。

その点について、時間ももちょうど大臣十一時で退席されるようでございますから、二、三分でひとつ簡潔に建設省の考え方をお示し願いたい。

○幸前説明員 お答えをします。

まず、下水汚泥の量でございますが、昭和五十四年十一月から五十五年十月までの一年間の全国の処理場の発生し、処分された下水汚泥の量は約二百四十万立米でございます。今後下水道整備が進展してまいりますとこの処分量はますます増大すると考えられますが、第五次の五カ年計画の最終年度、昭和六十一年度には約四百二十万立米に達すると見込んでおるところでございます。

それから、第二点の、重金属類を下水汚泥に含んでおるんじゃないか、こういう御質問でございますが、下水道法におきましては、重金属類につきましては、下水道を使用する工場等に対して、最終処理場で処理することが困難な物質につきましては水質汚濁防止法と同様の基準を定めておりまして、これに適合する下水だけを受け入れることとしておるところでございます。その実効を担保いたしますために必要な除害施設の設置義務あるいは直罰制度、改善命令、監督処分、事前届け出等の規定を置いておりまして、その徹底を図っておるところでございます。

それから、下水汚泥の処分に当たりましては、下水道法あるいは廃棄物の処理及び清掃に関する法律、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に従いまして、環境問題に配慮しながら措置をしておるところでございます。今後とも関係法令に従いまして遺憾のないように対処してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、生汚泥の処分、前処理の点でございますけれども、生汚泥につきましては、これは下水を処理した後に残りますどろ水状のものでございまして含水率が非常に高い。その処分に当たり

ましては減量化、安定化を図りますとともに、衛生上の観点からもその処理をすることが必要でございまして、一般的には濃縮しましてそれから消化いたしまして脱水し、有機物質を分解いたしまして処理をしておるところでございます。私どももその旨指導しておるところでございます。(最終処分場に幾ら入るんだ)と呼ぶ者あり)最終処分場との関係でございますが……(要らぬことまで答弁しなくてもいいよ)と呼び、その他発言する者あり)

○小此木委員長 答弁を続けて。

○幸前説明員 フェニックス計画との関係でございますが、首都圏、近畿圏の現在の汚泥処分の発生量が、首都圏につきましては約八十万立米、近畿圏は約五十万立米という数字でございます。このうち埋立処分をされておりますのが首都圏で約七十八万立米、近畿圏で約四十九万立米というところでございまして、五次五計の終了時点におきましては約五割程度増加する、こう見込んでおるところでございます。フェニックスとの関係につきましては今後調整を図ってまいりたい、こう考えておるところでございます。

○吉原委員 最終処分場にどのくらい下水汚泥は投棄するののかというのを一番聞きたかったわけでございますが、どうもはつきりしない。これは後ほどもう一回お答え願いたい。

大臣のおられる間に大臣にどうしても最後に聞いておきたい、こういうことでございませうから、建設省も一回お答え願うというところで……(大臣、もう出なければいかぬぞ)と呼ぶ者あり)うるさいな。

大臣、あなたの御都合があるようですから、最後に大臣の決意をお伺いしたかったのですが、いわゆるフェニックス計画を通じて、廃棄物問題が運輸委員会での審議だけでなく六ないし七の関係省庁にも及ぶ多角的な問題であるということが明らかにになりました。と同時に、その解決には一面的にいかない点がたくさんございませう。産業政策や流通問題あるいは自治体の域内処理、こ

ういった体制整備などでございませうが、今後の関係機関と自治体の相互関係というのはより緊密に保たれる必要があると思っております。また、この行政には多くの清掃労働者や港湾労働者が参加しておるわけでございませうので、今後この廃棄物処理行政の円滑な事業執行のために、この人たちの代表者との意見交換の場をしばしば持つように私は大臣にお願いしたい。

これは後ほど厚生省側にも同じ趣旨のお答えを願いたいと思っておりますが、運輸大臣、こういう問題を多く含んだ法案であるがゆえに、最後に大臣の決意のほどを伺っておきたい。

○塩川国務大臣 この法案の趣旨は、御理解いただいておりますように、廃棄物の最終処理の道を新しく開いたものでございませう。したがって、運輸省なり厚生省が直接事業をやるのではなくして、あくまでも地方自治体の発意によりまして法人が設立され、センターが運営するというところに相なっております。したがって、労使関係がうまくいきましてそのセンターが円満に事業を執行していただけることを、いねがっておりますし、特にごみ収集、搬送等につきましていろいろと苦勞しておられる地方自治体のそういう従事者がおられますし、そういう関係がうまくいくようにセンター自身が努めていくべきでございます。したがって、われわれはそのセンターの労務管理等につきましては重大な関心を持っておりまして、うまくいくように願っておるわけでございませうが、労務問題はセンターとその関係者の間で十分に話し合っていたことが一番望ましいのでございまして、私たちといたしましては直接御意見を承るといふよりも、センターと従事者との間で十分話をされて、もし、いろいろな問題が起こってくるということでありましたならば、センターを通じてわれわれはその意見を聞き、指導すべきものは指導してまいりたいと思ふ次第であります。

○吉原委員 大臣は、時間が来ましたらどうぞ御退席願って結構です。

そこで、いままでの審議の過程でもチェック体制がしばしば問題になりました。一体だれがどういう方法で現地に搬入されるものをチェックするのか。業者によりますと、中継基地を設けてわざわざ一廃と産廃と混載して目的地に搬入するというケースもしばしばあるようです。何回となく港湾局長も、生ごみは入れませんが、こういうことを言われておりますけれども、なかなかこの適正処理はむずかしいと私は思います。だれがどのようにチェックするのか。理事様が直接チェックをするというわけにいかぬでしょうから、センターの職員がやるのか。また、連合審査の過程でもわが党の山本委員が指摘をしたのに対して、きわめて歯切れの悪い答弁をしておる。環境衛生指導員が、少なくとも書面の上では何十人か何百人かおるようでございますが、実際はゼロにひとしい、こういう実情を指摘されても、それに対して明確な答弁ができなかった。

今回の連合審査におきまして、山本先生の方から、環境衛生指導員の点につきまして、私が申し上げた数字に対して十分な説明ができなかったわけでございますが、私の申し上げた数字は大体実態としてそのとおり正確でございます。たとえば産業廃棄物にかかる環境衛生指導員の数は、東京都の場合三十人で間違いなく存在をいたしております。前回六十六名と申し上げましたが、これは一般廃棄物も含めた数字でございます。このセンターの仕事をしましては、一廃、産廃、両方関係いたしますので、トータル六十六名の者がその指導監督に当たっていくことでございます。

よっぽど性根を据えてチェック体制をきちっと確立してもらわなければならぬ。今後の検討をお願いをしておきます。

もう時間はオーバーしましたが、最後に二、三お尋ねをしておきたいと思っております。

本来産廃というのは排出者の責任である、これは当然のことでございますが、とうとうこのセンターが肩がわりをするのじゃないかという気がしてならぬ。本来排出者の責任であるべきものが、その責任をセンターが肩がわりするようになることになっては大変だと思っております。まして、その点ひとつ、事実上肩がわりをするというふうなことのないように慎重に対応していただきたいし、また今後具体的にこの基本計画が定まる時点では、漁業団体を初め関係団体、関係者に対する公聴会あるいはまたアクセスについての住民参加方式、こういうものをぜひひとつ採用していただきたい、こう思いますが、その点についてお答えを願いたい。

見通しをお尋ねしておきたいと思っております。と同時に、厚生省、きょうは大田お見えになっておりませんが、先ほど運輸大臣に決意のほどを伺いました点を、ひとつ厚生省側は決意を述べておいていただきたい。

以上で、私は質問を終わります。

○幸前説明員 首都圏の昭和七十年時点における下水汚泥の発生量は、大体私どもの試算では約二百六十万立米、それから近畿圏におきましては約百九十万立米と考えてございます。このうちどの程度がフエニックスに入るかは今後協議してまいりたいと考えてございます。

○山村政府委員 この事業を円滑に進めるためには、御指摘の関係労働者の方々を含む関係者の理解と相互協力が必要でございます。このために適当な意見交換の場を持つよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○小此木委員長 この際、運輸大臣が参議院本会議に出席のため、午前十一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時七分休憩

午前十一時四十七分開議

○小此木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。三浦久君。

○三浦久委員 運輸大臣にお尋ねをいたしたいと思っておりますが、いままで本法案についていろいろな論議がなされてまいりましたけれども、各委員が一律に指摘するのは、この法案の本当の目的というのには港灣建設にあるのだろうか、それともごみ処理にあるのだろうかということでございます。私もその点について最大の疑問を持った一人です。考えようによつてはごみを有効に利用するのだ、いわゆる一石二鳥だというふうにも考えられないことはないわけでありまして、そうばかりは言っていない大きな問題点があると私は考え

○山村政府委員 何段階かのチェックがあるかと思ひますが、センターの職務でございますが、広域最終処分場の部分につきましては、まず持ち込みます事業者、業者と契約する段階で、どういふものが持ち込まれるかという内容を十分明確にいたしまして、登録制度のような形で受け付けていくという一つのチェックをいたしまして、また搬入の場所におきましてはセンターの職員がその契約に基づき廃棄物であるかどうかをチェックし、さらに必要に応じて抜き取り検査をして有害なものが入っていないかどうか等チェックするということになります。

その前段階は、廃棄物処理法上の適正な処理が行われているかどうかという課題でございます。また、廃棄物処理法の規定あるいは関連する通達等に基づきまして徹底するよう地方公共団体、事業者を指導するとともに、監督に当たります都道府県、政令市の環境衛生指導員が立入検査等によって指導していくという体制になるわけでございます。

前回は、連合審査におきまして、山本先生の方から、環境衛生指導員の点につきまして、私が申し上げた数字に対して十分な説明ができなかったわけでございますが、私の申し上げた数字は大体実態としてそのとおり正確でございます。たとえば産業廃棄物にかかる環境衛生指導員の数は、東京都の場合三十人で間違いなく存在をいたしております。前回六十六名と申し上げましたが、これは一般廃棄物も含めた数字でございます。このセンターの仕事をしましては、一廃、産廃、両方関係いたしますので、トータル六十六名の者がその指導監督に当たっていくことでございます。

○吉原委員 あなたは簡単にチェックができるというふうにお答えになっておりますけれども、現実に起きておるケースを考へてみますと、これは基準に適合したもの、これは基準をオーバーしたもの、そういうものを混載してきた場合に、基準に適合しないものを持ち帰れ、こういうことを現地で言ってみたって、なかなかその搬送業者は、はいそうですかということにはならぬ。しょっちゅうトラブルが起きておる。あなたのおっしゃったように、簡単に抜き取り検査で違反なものを持ち帰ることができるといふことになれば、それは問題はないでしょうけれども、現実はどういうことではないし、そのことは不可能に近いだろう。

それから、漁業関係者、地域住民等に対しましては、法的な手続は別にして、センターが必要に応じて適宜検討の結果等を説明をいたしまして、そして理解と協力を得ることに努めることが当然必要であるというふうにご考へておられます。したがって、そのようにセンターが説明をいたし、協力を得ることに努めれば、公聴会、住民参加といったような特別の方式によらなくても意向を十分に反映させることができるものと考へております。

○吉原委員 それでは、先ほどもう一回御答弁を願うというところでお願いしておきました建設省、この広域処分場に六十年以降どのくらいの量が最終的に搬入することになるだろうという、その

本案に賛成する第一の理由は、本センターの設立が今日緊急を要するものであり、その緊急性にこたえて本案が提案されたこととあります。すなわち、大都市圏における大量の廃棄物の広域的な処理と港湾における土地の造成をあわせて行うことは、まことに時宜を得た処置であると存じます。

賛成する第二の理由は、今回の本案によるセンターの仕組みが、センターに対して地方公共団体及び港湾管理者の意向が十分に反映されるようになっており、地方自治の本旨が十分に尊重されていることとあります。

元来、廃棄物の処理は地方公共団体の責務であり、港湾における廃棄物埋立護岸の建設及び土地の造成は港湾管理者の業務であります。このため、本案においては、センターの重要業務については、地方公共団体の長及び港湾管理者の長のそれぞれが互選により任命された者から構成される管理委員会の議決を経なければならぬこととする等、地方自治の本旨を十分に尊重したものと存じます。

賛成する第三の理由は、本案において、環境の保全に対する配慮が十分になされていることとあります。

次に、日本共産党四ツ谷光子君提出の修正案について申し上げますと、本修正案は、本法の目的から「港湾の秩序ある整備」を削除するもので、これは貴重な海面を単なるごみ捨て場としてしまふという暴論であつて、とうてい納得できません。

また、大都市圏において最終処分しなければならぬ廃棄物は今後も永続的に排出されることかからいって、十年間の時限立法とすることは、全く現実を無視したものと断ぜざるを得ないので、本修正案に反対するものであります。

以上申し述べましたように、本案は、関係地方公共団体及び港湾管理者が共同してセンターを設立し、広域的処理を必要とする廃棄物の海面埋め

立てを行い、あわせて土地を造成する等の業務を行わせることをねらいとしたもので、まことに時宜に適した内容のものであると賛意を表するものであります。

以上をもつて、修正案に反対、本案に賛成の討論を終ります。

○小此木委員長 次に、福岡義登君。

○福岡委員 私、日本社会党を代表し、政府提出の広域臨海環境整備センター法案及び日本共産党提出の修正案に対し、いずれも反対の立場から討論を行います。

廃棄物問題が大きな社会問題となつており、緊急にその対策を必要としていることは論をまちません。しかし、政府提出の広域臨海環境整備センター法案では問題の解決が不可能であるばかりか、場合によっては廃棄物処理の基本を誤らせるおそれすらあるものであります。以下、具体的問題点を指摘し、法案に反対する理由を明らかにしたいと思います。

まず、政府提出の法案について申し上げます。第一の点は、廃棄物発生抑制対策を強化しなければならぬということとあります。

わが国の現状は、高度成長時代以来、大量生産、大量消費、大量廃棄の過剰社会となつております。この点につきましては、廃棄物対策という観点からはもちろんであります。省資源、省エネルギー対策からも抜本的改善策を必要としているのであります。つまり産業構造の転換、計画的生産、有効な消費構造の確立、廃棄物の再利用並びに自然への還元などの諸施策が強く要請されているのであります。しかるに、今日のわが国の実情はこれらがきわめて不十分であります。また、これらの点は法案審議の過程においても今後の方針が明らかにされておられません。

第二の点は、一般廃棄物の減量対策、産業廃棄物の排出規制、産業廃棄物の排出事業者の処理責任、公共関係の必要な中小企業の処理施策等、廃棄物処理の基本にかかわる諸問題が明らかにされていないことについてであります。

これらの諸問題が明らかにされないまま廃棄物を埋め立てることになれば、生ごみ、有害産業廃棄物などがそのまま埋め立てられる危険性があり、このような海洋汚染などの環境破壊となることは必定であります。

第三の点は、本法の目的としているフェニックス計画が公表されていないことについてであります。

理立予定港湾区域、積み出し港、中継基地の場所などが一切明らかにされていないのであります。これは漁業問題、交通公害、海上交通安全などの関係で極めて重要であり、事前に公表し、関係者からの意見を求め、万全を期すべきであります。ところが一切公表されないまま法案に賛成することができないのであります。

第四の点は、地方自治と地方財政についてであります。

廃棄物処理は地方自治体の固有の事務であり、本法案では国の権限が強く、地方自治を侵害するおそれがあります。また、本法案は地方自治体に財政負担を強いるもので、地方財政を大きく圧迫するものであります。今日必要なことは、廃棄物、特に産業廃棄物に対する行政権限と財政措置を明らかにすることとあります。

次に、日本共産党の修正案について申し上げます。

この修正案は、さきに政府提出法案について申し上げましたわれわれの見解と異なり、むしろ、反対であります。

以上が、政府提出法案及び日本共産党提出修正案に対する問題点と反対理由であります。

政府は、本法案を撤回し、再検討されるよう要望して、反対討論を終ります。

○小此木委員長 次に、三浦久君。

○三浦(久)委員 私は、日本共産党を代表して、四ツ谷光子君提出の広域臨海環境整備センター法案に対する修正案に賛成し、政府提出の広域臨海環境整備センター法案に反対の討論を行います。

政府提出法案は、当初の厚生省のフェニックス

構想から大きく後退し、廃棄物についての国の責任をあいまいにしているだけでなく、港湾機能増進という港湾計画がなければごみ処理もできないという、港湾計画が優先し、ごみ処理は従たるものとなつており、地域住民と自治体の要求からかけ離れたものになっております。

また、政府案は、廃棄物の減量化、再生利用の促進や最終処分のための長期的、抜本的な対策を何らとっておらず、廃棄物処理を安易な海面埋め立てに依存することになっており、廃棄物処理問題の根本的な解決にはなつておりません。しかも、環境保全を理念としてうたつてはいるだけで、それを保障する具体的な規定を設けておらず、また民間の産業廃棄物までも無制限に受け入れるためとなつております。その結果、貴重な海面が今後無制限に埋め立てられるおそれがあり、環境への影響が危惧されるものとなっております。

また、現行港湾法以上に国の権限を強めるとともに、センターの管理委員会に地方議会の代表を入れず、民主的運営の保障がないなど重大な問題点があり、反対をするものであります。

これに比べ、四ツ谷光子君提出の修正案は、政府提出法案の重大な欠陥を修正しています。

たとえば環境保全上、廃棄物最終処分場を海面埋め立てに求める場合でも必要最小限度に抑えるとともに、政府に対し、廃棄物の減量化、再生利用等総合的な対策を求めらるることとあります。また、運輸省主導型の港湾整備ではなく、住民本位の廃棄物処理優先に改め、当面の廃棄物最終処理が必要な地域を首都圏、近畿圏など大都市周辺に必要最小限度に抑えるなどとなつており、住民も地方自治体の要望をも満たすものとなつており、賛成をするものであります。

最後に、わが党は、大都市圏における廃棄物処理問題の民主的解決のため一層奮闘することを表明し、討論を終ります。

○小此木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○小此木委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、広域臨海環境整備センター法案及びこれに対する四ツ谷光子君提出の修正案について採決いたします。

まず、四ツ谷光子君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小此木委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○小此木委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○小此木委員長 この際、本案に対し、関谷勝嗣君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブの六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。関谷勝嗣君。

○関谷委員 ただいま議題となりました本案に対し附帯決議を付すべしとの動議につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブを代表いたしましたして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

広域臨海環境整備センター法案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一 廃棄物処理行政を円滑に推進するため、現行廃棄物処理法に従って地方公共団体による

当該行政の充実と廃棄物処理体制の一貫性を図るとともに、地方自治を尊重しながら関係地方公共団体間、関係省庁間及び国、地方を通ずる連携を一層密にすること。

二 廃棄物の発生量を削減するため、国民に対する使い捨て意識の浸透及び再資源化を図るとともに、廃棄物の減量化及び再資源化を図る

ほか、廃棄物の適正処理のため、産業廃棄物の事業者処理責任の徹底、適正処理困難物の処理等に必要の施策の推進に努めること。

三 広域処理場への廃棄物の輸送に伴う交通問題等に十分配慮した適切な措置を講ずるよう地方公共団体、広域臨海環境整備センター等関係者を指導すること。

四 広域処理場において廃棄物の適正な受入れが行われるよう廃棄物の受入れ基準及び搬入者による同基準の遵守並びにその監視体制について広域臨海環境整備センター及び地方公共団体を十分指導すること。

五 広域処理場の周辺の海域及び地域における環境の保全を図るため、広域処理場に係る環境アセスメントの適切な実施等が行われるよう広域臨海環境整備センターを指導すること。

以上であります。

本附帯決議案は、当委員会における本案審査におきまして委員各位から述べられた御意見及び御指摘のありました問題につきまして、これを取りまとめたものでありまして、本法の実施に当たり、政府において特に留意して措置すべきところを明らかにし、本委員会の決議をもって、その実施に遺憾なきを期すことといたすものであります。

以上をもって本動議の趣旨説明を終わります。何とぞ御賛成を賜りますよう、お願い申し上げます。

○小此木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

関谷勝嗣君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小此木委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○小此木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小此木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小此木委員長 この際、塩川運輸大臣から発言を求められておりますので、これを許します。塩川運輸大臣。

○塩川国務大臣 ただいま広域臨海環境整備センター法案につきまして、慎重審議の結果、御可決いただきました。まことにありがとうございます。

また、附帯決議につきましては、政府といたしまして、その趣旨を十分に尊重し、努力してまいる所存でございます。

どうもありがとうございます。

○小此木委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十三分休憩

午後一時五十分開議

○小此木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。海上保安に関する件、特に日昇丸の事故に関する問題について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。橋橋進君。

○橋橋委員 米海軍の原子力潜水艦のジョージ・ワシントンがわが国の貨物船日昇丸を沈没させたとして、二人の行方不明者が出るという事故があったわけでありませうけれども、これはまことに遺憾なことであるというふうに思います。特に遺憾と思つておられることはアメリカの原子力潜水艦が浮上したというふうに言われておられて、しかも乗組員の救助をしなければならぬというふうな一連のニュースを聞きまして、まことに遺憾、また怒りを覚えるわけでありませう。

この事故は公海で起こったと言われておりますけれども、海難事故の後は、これは海上保安庁の管轄でありますので、海上保安庁を中心に質問をいたしたいと思います。

ただしかしながら、この問題ではなぜと言われている部分が非常に多いわけでありませう。したがって、この事故の調査を速やかに行われまして、そして国民の前に明らかにしてほしい。また、その補償問題、あるいは今後そういった事故が起きないように万全の処置を講じていただきたい。質問に先立ちまして、この二点につきまして強く要望するわけでありませう。

この事故は、四月九日の午前十三時三十分ごろ発生したと言われておりますけれども、海上保安庁は、今回の事故をいつ、どうやって知ったかというところをまずお伺いしたいと思います。

○妹尾（公）政府委員 四月十日、すなわち事故の起こった翌日でございますが、四月十日の午前五時四分、自衛隊の護衛艦「あおくも」から佐世保海上保安部に、下鶴島の西南西約二十海里の海上で、ゴムボートに乗った日昇丸乗組員の救助作業中という連絡がありました。また、五時四十分には乗組員二名が行方不明という通報がありませう。海上保安庁は直ちに緊急放送を発信するのと同時に、巡視船「きつまつま」「かみしま」及び航空機二機を出動させ、捜索を開始したわけござ

います。

○**橋樑委員** この貨物船の日昇丸というのは二千三百五十トンですか、かなり大きな貨物船であるわけでありすけれども、ぶつかって、その後何分かたつて沈没したわけでしょうか、そのときにもちろん通信士、そういった人たちもおるわけですから、救助のSOSとか、そういう救助要請というのはいったい、非常に疑問に思うわけでありすけれども、その点いかがでしょうか。

○**妹尾(弘)政府委員** この船はぶつかってから沈むまでに約十五分でございます。その間にSOSを発信したかどうかという点につきましては、私も通信長に尋ねたわけでございますが、通信長の言によりますと、退船前にSOSを発信した、しかし衝突と同時に停電いたしましたので、予備電源に切りかえて発信したけれども、正常に電波が出たかどうかについては確信が持てない、かように証言いたしているわけでございます。この電波が発信されれば、海上保安庁の九州の各局あるいは電電の各局あるいは巡視船等においても受信ができるはずでございますが、受信の事実はいまのところございません。したがって、私どもとしては、SOSは発信されなかったのではないかと推定しております。

○**橋樑委員** 報道によりますと、日昇丸の乗組員の報道機関に対する報告といたしまして、証言といえますか、それとアメリカ大使館からの外務省に入っております報告というものが大分違つておるやうに聞いております。これはほかの委員会でもいろいろそういった質問があつたと思つておるわけでありすけれども、この乗組員の話によりますと、「事故直後、マークのない潜水艦が浮上してきた。そのとき、上空をシルバークレーの胴体に、星の両側に二本の線の入ったマークをつけた双発機が飛んでいった」云々というような談話が載つておるわけでありすけれども、一方アメリカ政府からの発表によりますと、「潜水艦は衝突直後に商船を救助するため浮上した。しかし商船は霧と雨による視界不良のため消え去つた。潜水艦とともに行動して

いた米国の航空機一機が低空捜索を行ったが、救助を求める船舶または乗組員は見えてきませんでした。」こういうふうな報道されておるわけでありすけれども、衝突時の状況について、救出された十三人の乗組員に対して調査されたことと思ひますけれども、どのように言つておるのか、お聞きしたい。

○**妹尾(弘)政府委員** まず、天候でございますが、当時の天候につきましては、日昇丸乗組員の供述によりますと、雨または霧、南東の風、風速毎秒約五メートル、波の高さは約一メートル、視程は約二キロであったということを申しております。したがって、米軍の言つておる、視界はゼロであったということではなかつたのではないかと推定されるわけでございます。

飛行機につきましては、星のマークのついた双発機という話が出ておるわけでございますが、私ども目下、米軍の方から防衛庁を通じて得ておる情報ではP3Cである、したがって双発機でなくて四発機であるというふうな聞いておるわけでありす。それから、潜水艦が衝突後間もなく浮上して、さらに沈没前にまた潜水したという件については、必ずしも米側の言つておる話と矛盾はないやうに感じております。

○**橋樑委員** いま長官から当時の気象状況というもの、雨または霧、南東の風毎秒五メートル、波の高さが一メートル、視程は約二キロだということをお聞かせ願つておるわけでありすけれども、そうしますと、これは素人で考えまして、救出が可能であつたんじゃないかというふうな思つておるわけでありすけれども、この点につきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○**妹尾(弘)政府委員** どの程度の天候で救出が可能であるかということ、そのときの状況、それから救出する者の能力ということによつて大幅に違つてまいりますが、言われるような気象状況であれば、特にわれわれの海上保安庁が実施している捜査能力というふうな点との比較で考えれば、

さほど困難な救出作業ではなかつたのではないかと、さう考へます。(橋樑委員「救出は困難ではなかつた」と呼ぶ)必ずしも困難とは言えないのではないと思ひます。

○**橋樑委員** 原子力潜水艦というのはかなり強力なソナーを備えておる。どうしてそのような原子力潜水艦が事故を起こしたのかと不思議に思つておるわけでありすけれども、一般的に非常に疑問に思つておるわけでありすけれども、なぜ米軍からの通報が非常におくられたのか。事故直後に日昇丸の乗組員が潜水艦を見たと言つておるのに、潜水艦側からこの事故が確認できないはずがないと思つておるわけでありすけれども、これはちよつと答えがむずかしいかと思ひますけれども、これほどまでに通報がおくられたのは、原因は何だろうかというふうな考へるわけでしょうか。非常にむずかしいかと思ひます。

○**妹尾(弘)政府委員** 直接お答えするよりは、その経過を申し上げますと、先ほど申し上げましたやうに、翌日の朝早く午前五時前後に、自衛隊の護衛艦によつて十三名が救出された。そのときの話しぐあいによつて、どうもぶつつかつた相手は潜水艦らしい、こういう情報を得まして、私どもは潜水艦とすれば日米ソ、そのこの潜水艦であろうかという調査を開始したわけでございます。いろいろ問いただしましたけれども、的確な情報を得ることができず、当日の十二時前後に外務省の方に、米大使館から、衝突事故には米国の潜水艦が関与しているらしいという情報が入り、さらに当日の午後十時に至りましてようやくそれは米國潜水艦ジョージ・ワシントンであるという情報が入つたわけでございます。その間、正式な通報があるまでこれだけ多くの時間を費やした理由については、私どもちよつとはかりかねております。

○**橋樑委員** 長官にお伺いしたいのですが、いろいろわからない点が非常に多いわけでありまして、米側が事故の調査をして日本側に通知をすると言つておるわけでありすけれども、大体その

のめどはいつころか、お聞かせいただきたい。

○**妹尾(弘)政府委員** 私どもとしては、米側の調査結果をできるだけ早く知りたいたいということ、外務省を通じて米側に申し入れておるわけでありすけれども、まだ正式にいつまでという回答は得ておりません。新聞報道によりますと、一月月ぐらしかかるというようなことも昨日太平洋洋艦隊司令官が言つたというようなことがありますが、私どもとしては正式にいつころになるという見通しを聞いておりません。

○**橋樑委員** これは大臣にお伺いしたいわけでありすけれども、十二海里、二百海里という非常に広い海域を海上保安庁が管轄しておるわけでありすけれども、このような今度のような事故を踏まえて、海上保安庁としては今後どのように対応していくのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○**堀川國務大臣** 御承知のように、海上保安庁の任務は、警備救難という任務と、それから航路の安全を確保するために水路等の調査、航行安全の業務でございます。それから、灯台というふうな仕事もございす。

そのうち、私が見ておりますのに、水路関係並びに灯台関係につきましては、海上保安庁としてほぼ一〇〇%その任務は果たしておると私思つております。ところが、警備救難の問題でございますが、この問題につきましてはなかなか十分なところまではまだいえない。鋭意努力いたしておりますけれども、十分とは言えない。人命の安全の確保ということは交通輸送に關係してあります者にとりましては最大の問題でございます。その安全を確保するために、海上保安庁におきましても一番重要な政策であることは当然でございますが、しかし今回のような原子力潜水艦の突然の事故が起こるといふようなこと、こういうことが起つてまいりましたら、やはり警備体制と申しましうか、警備救難に一層の努力が必要である。ところが、現在の能力だけでこれに対応し得る

かといったら、必ずしもそうではないような状況
なんでございまして、御承知のように、日本近海
には無数の潜水艦が浮遊しておる様に聞いてお
ります。そうであるとするならば、そういう水中
の努力をしなければならぬのでございまして、そ
の努力にはやはりそれ相応のこちらの機器の整備
なり装備というものも充実にいかなければなら
ぬだろうと思っております。それによりまして、
一層わが国周辺海域における航行の安全が確保で
きるのだと思っております。

そしてまた、情報把握と同時に、起こりました
海難にどう対処するかということでもございま
す。これにも機動力の付与ということが大事で
ございまして、その機動力も、最近非常につい
てはまいりましたけれども、まだまだこれから整備
しなければならぬという状態ではなからうか。そ
ういうことを思いますならば、海上保安庁の一重
要な任務でございまして海難救助という点につ
きまして、われわれの努力もさらに一層いたし
けれども、そういう整備も今後相伴って初めて完
全が期せられるものである、こう認識してござ
います。

○橋樑委員 こういった事故が再び起こらないよ
うに、特に今度は船長と一等航海士の二人の方
行方不明でありまして、恐らく不幸なことにな
ったのではないかと思っております。

いま大臣から答弁がありましたように、わが国
の海域の周辺に非常にたくさん潜水艦、特に原
子力潜水艦も含めてございまして、そういう環
境下にわが国は置かれておるわけでありま
して、そういったことから、なお一層海上保安
庁、運輸省としましてその能力をアップいたし
まして、事故が起きないように、また事故が起
きたときに素早く対応できるように施策を講じら
れますように要望いたしまして、質問を終りま
す。

○小此木委員長 井岡大治君。

○井岡委員 この事件が発生して以来、国民は非
常に不安に陥られておることは、毎日の新聞あ

るいはテレビ等々によって御承知のとおりです。
それだけに、この事故の解決のいかんは国民に大
きな影響を持つと思っております。そこで、各委員
会においていろいろお話をされておりますので、
私は、海上保安という立場から一言お伺いいた
したいわけですが。

まず最初に、十四日に私たちにお配りをいた
だいた「日昇丸の事故の概要」このことについて
ございまして、これは大臣「ごらんになってお配
りいただいたのですか。」

○妹尾(弘)政府委員 あの資料につきましては、
実は資料を一時から始まる委員会に七十部提出
してほしいという連絡を受けましたのが当日の正午
ごろであったわけでもございまして、したがいま
して、あの資料につきましては大臣はもちろん見
ておられませんが、実は私もそのとき参議院の方
に呼ばれておりました、実は私も見ていなかった
わけです、大変申しわけないのですが、そのような
状況で急遽作成して配ったというものでございま
して、私どもとしても、幾分簡単に過ぎるとか、表
現に適切を欠く面もございまして、もし委員会
の御了承が得られるならば、あの資料については
別途差しかえさせていただきます、かように考
えております。

○井岡委員 率直な御意見ですから、私はあえて
これを深く追及しようとは思いませんけれども、
少なくとも大臣も知らない、長官も知らない、そ
して、われわれにこれをお配りになる、そういう
ことが果たしてやられていいんだらうか、このこ
とに私は疑問を持つわけなんです。この点明らか
にしたいでございます。

○妹尾(弘)政府委員 大変申しわけないと思いま
すが、どうしても一時までに出せと言われていま
すという中で非常に資料を急いだということでも
ございまして、見ていないというのはやはり語弊が
あったかと思えますが、任せたと感じている
わけでもございまして。

○井岡委員 率直に言われておりますから、いい
です。いいですけれども、これがわれわれの手

にある間はいいです。これがもし外に漏れたとす
るなら、どういう責任をとるのですか。これは運
輸委員会といういわゆる公の席上で配られた資料
なんです。この点についてお答えいただきたいと
思っております。

○妹尾(弘)政府委員 私どもとしましては、あの
資料につきましては誤りがあるとか、さようなこと
は考えてないわけでもございまして、当委員会に提
出する資料としてはより詳しいものを出した方が
いいのではないかと、かように考えておりますの
で、でき得れば差しかえさせていただきます、か
ように考えておるわけでもございまして。

○井岡委員 過ちがない、間違いありませんね。
○妹尾(弘)政府委員 過ちはございませぬ。

○井岡委員 では、ひとつ読んでみます。「鹿児島
島原下飯島の西南西三七海里付近において、米國
原子力潜水艦ジョージワシントンと衝突し、日昇
丸は機関室に浸水後間もなく沈没した。」と衝突
した」ということになると、これは日昇丸がぶつ
けたんですね。一遍に言っておきます。「日昇丸
が潜水艦と衝突した可能性があった」日昇丸が衝
突したんですよ。これはどういうことなんです
か。

○妹尾(弘)政府委員 これは衝突されたのではな
いかという御指摘だと思っておりますけれども、AとB
が運動して、同時刻において同一地点を占めた
ということも私ども衝突と申しておりますので、衝
突ということが起きた、それで、その原因や責任
はどちらにあるか、かような手順で私ども実は衝
突事故の調査をしておりますので、海上保安庁で
いつも衝突事件を扱っております用語といたしま
しては、まず衝突という、それはその衝突された
という用語は実は使っておりませんわけでもござ
いまして、AとBが衝突し、その場合にAには責任な
く、Bに責任があったということはあり得るわけ
でもございまして。私どもは決して衝突ということ
を、何が何と衝突したというものは何が悪いとい
せん。ただ、いろいろと誤解を招いた点もござい

ますので差しかえ願いたい、かように考えており
ます。

○井岡委員 何とあなたも妙な論理を展開するも
のです。あなたも護衛艦の報告を受けたんでし
ょう。報告を受けたときにどんな判断をされたん
です。それが判断の材料、判断だ、こうおっし
やるのですか。そうじゃないですよ。アメリカ
から入って入っているんですよ、当たったよ、だ
ということが、これは入ってからのんですよ。そ
んな論理は展開しない方がいいでしょう。どうで
す。

○妹尾(弘)政府委員 論理を展開しているわけ
はございませぬで、「衝突した」という言葉を用
いたことは、そういう他意はなかったと申しま
す。衝突されたのではなくて衝突したのであると
いう意味で「衝突した」という言葉を用いたわけ
ではないということをおし上げておるわけでも
ございまして。

○井岡委員 あなた、そんなところでこだわら
ないでいいよ。この文章ではこっちが衝突した
ことになっている。衝突されたんでしようが。さ
れたんならされた、これは間違いでしたとほっ
り言ったらいいじゃないですか。何でそんなこ
ろにこだわるんです。

○妹尾(弘)政府委員 私どもも表現が適当でない
という認識がありますので、でき得るならば差
しかえさせていただきます、かように申してお
るわけでもございまして。

○井岡委員 適当でないから差しかえる、そうで
なくて、これは余りにも軽率だった、だから差
しかえたい、こういうのなら話はわかりますよ。こ
れは表現の問題じゃないです。

大臣、答えてくださいよ。こんなに何ば言っ
ていたって時間がたつばかりです。

○塩川國務大臣 長官が説明しておりますよ
うに、これはまだ事実、原因が十分に、おおよそ
ことはわかっておったといたしまして、確定的
にこうだということが言える状態ではなかつた中
において、報告書をすぐに提出しろということ

ございました。そういう事情もひとつ御勘案いた
したい。

そこで、正確に言うならば、何か衝突した事故
があったということをおるのでございませ
ん、この衝突したという表現の中に、原因を含ん
で、つまり原因性を含んで表現しておるもので
はないのでございませぬ、その点は単純に衝突
事故があったという客観性を表現しておったこと
だということでございます。でございませぬから
急いで出した報告書の表現が適切でないのと
いまになってそれがはつきりしてまいりましたし
いたしますので、その分については差しかえをき
してもらいたい、こう言っておるのでございま
して、決してそんな、こたわっておるわけでも何
もございませぬし、その当時の状況を説明するの
にはそういう文言しか使えなかつたという事情も
ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○井岡委員 最初、差しかえを申し出られたもの
は、十四日の朝十時にこのことを言われてそうし
てつづいたのだ、こう言われた。ところが、新聞
では十一日の日に、すでにアメリカは自分のこと
ろが当たったということをはつきり言っているの
です。ここで、私は先ほどから言っているのです
が、あえてこういう問題にこだわるうとは思わな
いけれども、間違ひは間違ひだつたということ
をはつきり言いなさい、こう言っているのです。
そうすると、十四日につづいたのじゃない、十
四日につづいたのじゃない、これは、つづいたと
言つたじゃないですか。この点を明らかにしなけ
ればいけませんよ。

○妹尾(弘)政府委員 十四日につづいたもので
ございませぬ。十四日につづいたものでございま
す、そのつづいた時点において、非常に草々の間
でありましたために、表現に適切でないものがあ
つた。そのようなものを委員会に提出したのは大
変申しわけないから差しかえを願ひたい、かよう
に考へておるわけでございます。

○井岡委員 もう一遍だけ言つて。
ばからしいですよ。十一日の新聞では、すでに

外務省へは十日の日に、私のところが当てました
と云つてきています。そうして、十四日につ
づいた、こういうのです。だから、素直にあれば
間違ひでしと認めれば、私はこんなことにこだ
わらうとは思つてないのです。間違ひでしと
ら返してくださいますと云つたら、これは返しま
すよ。この点を明らかにしなさいよ。

○妹尾(弘)政府委員 差しかえさせていた
というところは、適当でないものを提出して申
わけなかつたという意味で差しかえさせていた
きたいということをお申してゐるわけではござい
ませぬ。ただ、これを作成した間の事情は御理解願
ひたい、かように考へてゐるわけではございま
すが、決して衝突したというのが、衝突されたとい
うの対比で衝突したと言つたわけではない、そ
ういう意味でつづいたのではないといふことを弁
解させていたたきたかつたわけではございませ
ぬ、表現が適切でない、そういうものを出したの
は申しわけございませぬから差しかえさせていた
きたい、かように申してゐるわけではございま
す。

○井岡委員 もうばからしくなつてきたですよ。
間違ひでしと云ふことが言えないのですね、あ
なたという人は、あなた、これは笑ひ事じやない
ですよ。これをもちつたときに、私たちが新聞記
者に発表しておつたらこれはどうなるのです。新
聞記者は見てくれと言つたのです。だけれど
も、私は十日の新聞を見ています。見ていますか
ら、こんなものを出したら日本の海上保安庁の権
威にかかわると思つたから見せなかつたのです
よ。こういうことをもう少しあなた、表現の間
題じゃない、この点を明らかにしておきたいと思
ひます。これは返してあげますよ。

そこで、日昇丸は通常の航路を行つておつたの
ですか。

○妹尾(弘)政府委員 日昇丸の航路は通常の航路
でございます。

○井岡委員 軍艦といへども航路表は持つておる

わけですね。

○妹尾(弘)政府委員 海図のことでございませ
うか。(井岡委員「はい」と呼ぶ)海図は持つて
おります。

○井岡委員 そうすると、この辺を毎日船が通
つておる、こういうことはわかつておるはずで
おる。

○妹尾(弘)政府委員 海図に航路が書いてあるわ
けではございませぬけれども、どの海域には船が
よく通るといふことはシーマンの常識として知
つてゐるだらうと思ひます。

○井岡委員 海図には航路は書いてないけれど
も、船はレールの上を走つておるうちに、余りそ
れたところは走りませぬね。これは間違ひないで
しょう。

○妹尾(弘)政府委員 レールほど正確ではござい
ませぬが、大体一定のところを走つております。

○井岡委員 そうすると、艦長といへども航路と
いふものは知つておるはずだと思ふのですが、こ
の点いかがです。

○妹尾(弘)政府委員 大体この辺は民間商船がよ
く通つてゐるといふようなことは知つてゐるはず
でございます。

○井岡委員 そこで問題になるわけですが、公海に關す
る条約第八条に軍艦の免責規定があります。こ
の免責規定といふのは、何をやつても構わぬとい
う免責規定ですか、それとも、やはり海の男とし
てのルールといふものは十分守つていかなければ
ならない、けれども、戦時における国の安全、あ
るいは戦争、こういうような場合はこの八条免責
といふものはあたりまえだと私は思ふのです。け
れども、何にもないときには海の男としてのルー
ルといふものは守つてしかるべきだ、こう思ふの
ですが、どうなんですか。

○伊達政府委員 お答え申し上げます。
御指摘の八条は「公海上の軍艦は、旗国以外の
いづれの国の管轄からも完全に免除される」と
いふことを書いてあるものでございませぬ。これ

は免責規定というよりは、むしろ排他的管轄権と
いふものを規定したものでございませぬ、つまり
軍艦は公海上においても、いづれにおいてでも
ございませぬけれども、いわゆる不可侵権と言わ
れているものでございませぬ、たとえば他国から停
船を命ぜられたり、あるいは臨検されたり捜索さ
れたり、そういうこともなければ、また裁判管轄
権等に関しても外国の管轄下に入らないといふこ
とを決めたものでございませぬ、何をやつても責
任を問われぬといふことを決めたものではござ
いませぬ。したがしまして、シーマンシップとお
つしやいませぬが、まさにシーマンシップとして
海上交通の安全を保つとが、あるいは衝突の予防
措置を講じるといふようなことは当然のことであ
るといふことでございませぬ。これは、おつしや
つたことは八条と関係なく当然のことであると考へ
ております。

○井岡委員 そうすると、第十一条の、救難を求
めておる者があればこれは救難をしなければいけ
ない、援助を与えなければいけない、この規定が
ありますね。

○伊達政府委員 公海条約第十二条に海難の際の
救助の規定がございませぬ。その一項の(四)に、衝突
したようなときは、相手の船舶並びにその乗組
員、旅客に援助を与えろ、また、可能なときは
は、自己の船舶の名称とか船籍港とか、そういう
ことを相手の船舶に知らせろといふことが書いて
ございませぬ。ただ、これは一項の柱書きにござ
いませぬ。この条約から直ちにそれだけの船の
船長に直接責任を押しつけるものではなく、大体
海軍法の条約と申しますのはそういう傾向がある
のでございませぬが、その条約を結ぶのは国家で
ございませぬから、国家がそれぞれ国内法によつて自
国籍の船舶にそういう規則を守らせるように国内
法を制定しろといふことを決めてあるものでござ
いませぬ。

ただし、一つ蛇足をつけ加えますれば、あるい
は蛇足ではないかもしませんが、衝突した、な
いしは衝突事故の原因によるか否かを問はず、海

しますか。

○妹尾(弘)政府委員 私ども調べまして、私どもの知り得た範囲で最も客観性があるものが整理できまして段階で御報告申し上げたい、かように考えております。

○井岡委員 そこで、気象庁お見えになっていますね。

アメリカの兵隊さんは、わずか五分間ぐらい上がった。先ほどの海上保安庁の説明では、沈むまでに十五分あったということなんです。そして、アメリカの兵隊さんの証言といえますか、発表は、天候が不順でわからなかった、こう言っているのですが、当時の状況はどうなんでしょう。

○増澤政府委員 お答え申し上げます。

事故発生の現場、その時刻における正確な資料は気象庁は持ち合わせておりませんけれども、当日の九時と十二時の一般的な気象の資料から推定いたしますと、事故当時、九州西方海域には千八メートルの低気圧がありまして、毎時三十キロメートルの速さで東北東に進んでおりました。このため、事故現場の近海では、五ないし十メートルの南東から東南東の風が吹いておりました。波の高さは三メートル程度と推定されます。それから、天気は雨で、霧の発生していたところもあるというふうな推定されます。また、視程、視界でございませぬけれども、視界は二ないし四キロメートルと推定されますが、霧のところでは一キロメートル未満のところもあったというふうな考えられます。

以上でございませぬ。

○井岡委員 外務省、これから引き続き交渉なさるわけですが、兵隊さんのおっしゃっておいでになることと気象庁の見解はかなり違うわけですね。海上保安庁はできるだけ短くしよう、近くしよう、こうお考えになったんでしよう。最前から私がどんなに言ったって、それは間違いない、たまたまということ言われたい。こういうところを見たらそういうように思われてならない。二ないし四キロ、波が三メートル。あの辺で三メートル

と言え、そう大して大きな波じゃないです。

そう考えると、これらを踏まえて、外務省は、本当に将来船舶が安心して航行ができる、こういうことを踏まえて十分な措置をとってもらいたいと思うのですが、この点について大臣も何回か言っておいでになりますから、あえて多くを申し上げませぬけれども、ぜひひとつお願いしたいと思っております。

○松田説明員 お答え申し上げます。

御指摘の点はまことにございませぬ。大臣及び総理も気にかけております多くの点の一つは、まさに先生御指摘のところかと存じまして、先週来いろいろなレベルで米側に強く申し入れておりますが、ただいまの先生のお言葉も大臣に早速報告させていただきますし、今後とも十分にフォローアップをしていきたいと思っております。

○井岡委員 私は船舶関係の言うのを忘れましてから、お気づきであつたらせびつおっしゃっていただきますかと思つたのですが、これによる損害はどのくらいになるのですか。わかりませぬか。

○妹尾(弘)政府委員 海上保安庁としては、補償関係につきましては実は担当でございませぬので、直接はわかっておりませぬ。ただ、補償関係につきましては、これは当事者と米側との直接の折衝になっておりますが、私どもとしては、その折衝をお手伝いできることがあればできるだけお手伝いしたい、かように考えております。

○井岡委員 これは結局は外務省がやりになるんでせう。

○松田説明員 御説明申し上げます。

公海上の事故につきましては、被害者の方々が米政府と直接交渉されて、補償問題の解決にお臨みになることとなりますが、当然のことながら私どもも側面から御援助申し上げる所存であります。

米海軍は、横須賀の海軍司令部内に請求権処理委員会というものを今週設置いたしました。海軍法務官を中心に被害者の方々とお会いしてお話を

申し上げる段取りを整えました。そして、米国大使館もこれに協力いたしました。被害者の方々が田川さんという海軍専門の弁護士をお立てになって、すでに接触は昨日以降始まっております。ただ、そういう民事の補償請求でございまして、請求額を結局幾らにするのかは、私どもにはまだ教えていただいております。

○井岡委員 いずれにしても、大変不幸な事故であつたと同時に、御家族の方に対しては本当に気の毒なことだと思つたのです。というのは、公海上で、本当に横にもそれないわけですね。いまのお話でそれではない。それを、いわゆる自国の演習か何かは知りませぬけれども、少なくとも演習をする場合であれば、演習をする、こういう通知は、上の場合はあるわけですね。これは保安庁、あるのでしょうか。

○妹尾(弘)政府委員 演習につきましては、日本近海の場合には防衛施設庁が告示いたしておりました。演習場において通常行われますし、その場合には通報があり、私どもはそれを公示しておるわけでございます。

○井岡委員 潜水艦ですから、どこへ行くかわからぬと言つてしまえばなんでもすけれども、少なくともやはり潜水艦にもそういうことを徹底せしめるようにしていただかないと、これは大変なことになると思つたのです。今後、アメリカとの交渉をなさる際に、十分外務省の方は注意をいたしましたかと思つたのです。

いづれにしても、私は今度の保安庁のたつた措置、これは初めに戻りますけれども、非常に残念だつたと思つた。このことを申し上げて、大臣、今後こういうわけのわからぬような書類は公の場所に出さないようにひとつお願いを申し上げます。私の質問を終わります。

○小此木委員 西中清君。

○西中委員 今回の日界丸事件につきまして十分な議論をしたいという気持ちを持っておりまして、いろいろの都合でわずか二十分だつたと思

ますが、非常に残念ですが、かいつまんだ質問になると思いますが、若干伺つておきたい。

それはまず第一番目に、四月十一日、マンズフィールド大使から伊東外務大臣にあててステートメントが出ておりますけれども、言葉の中には非常に御丁寧なお言葉が散見できるわけでございます。しかし、私としては余りいい感じのものではないという部分も、この中にはあるのです。

外務省はどういう評価をしておるか、まずお聞きしたいと思つた。これは本来大臣に聞きたいのであります。

○松田説明員 お答え申し上げます。

十一日にマンズフィールド大使から伊東外務大臣あてに届きましたステートメントの内容につきまして、私どもは、その内容がまことに遺憾であるという前提に立つて物を申すわけでありますけれども、事件が発表された、それが夜の九時でありまして、次の日に早速、土曜日に、先方は休みであります、ともあれ駆けつけてきて、本国の指示に基づき遺憾の意を表明して、それを文書で差出したということそれ自身は、とりあえずの外交代表の措置としては評価し得るものと考えております。

○西中委員 この中に、「行方不明の方々が安全に見られることを希望し、折っております。」とある。これは日本側にしっかり調査して捜さないということでしょうか。米側がこれについては何も書いていないわけですね。

これについては、外務大臣から大使館に対して、これを持ってきた人に対して、何らかの注文をつけましたか。

○松田説明員 米側は、米側艦船、航空機による日本側救助活動への協力の申し出をいたしました。

○西中委員 この文書は、そういうことは全然載っていない。

それではお伺いしますけれども、米軍はどういう調査を、行方不明者の捜索をしたか、明快に答

えてください。

○妹尾(弘)政府委員 米軍側からは、十一日の夜、午後だったと思いますが、十一日の午後に至って、捜査活動に対する援助の申し入れがあり、十二日、十三日の両日にわたって、米軍側は飛行機を出してわれわれの捜査に協力したという事実がございいます。

○西中委員 これは先ほどの井岡先生の質問にも関連することです。十二、十三日、事故が起ってから相当後になっていきますね。アメリカの態度というのは何だということ。貴重な人命、二人の命というものは、行方不明という形になっておるわけですね。そうして、自分が当たったんだということをお認めしておるわけでしょう。そのアメリカが、何ら捜索作業らしい捜索作業をしていないというのはどうということなのか。

外務省としてはどういう見解を持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○松田説明員 お答え申し上げます。

私どもは、何れともあれ、この衝突が起った直後に当該潜水艦それ自身が、十分に必要な人命救助活動に従事しなかつた事実を最も遺憾なことだと考えております。なかつた、その際には、航空機も関係してしたのでありますけれども、低空による捜索活動は行ったようでありませぬけれども、果たしてそれが十全であったかどうか、問題と思っております。このような幾つかの他の事項とともに、問題提起、質問という形でいま米側に提起していることは御承知のとおりだと存じますが、米側が公式に法的に有効な調査、捜査をたゞいまやっておりますので、この責任問題は、調査が判明し、われわれが通報を受けた段階で改めて提起をするということが私どもの現在の考えでございます。

○西中委員 私が言っているのは、そのときにその現場で救助するのはあたりまえということですが、これは前提として、先ほどの議論からは、それが考えたとて言うまでもないこと、その後の態度もよくないということをいま主張しているの

です。保安庁の方に伺いますけれども、捜査を続けておられますか。それを捜索中に、米軍が捜索作業をしていくことを確認したことがありませんか。

○妹尾(弘)政府委員 米側から申し入れがありましたので、私どもとしては、こういった事件では、いわゆる捜索の担当責任者が海上保安庁でございいますので、私どもとしては、米軍が出てくるならば、そこを捜索してほしいという水域を指定いたしましたして、そこで米軍機が飛んだ、こういうことでございいます。

○西中委員 何時から何時まで何が飛んだのですか。船舶は出ないのですか。

○妹尾(弘)政府委員 四月十二日の十五時から十八時五十分の間及び四月十三日の十二時十八分から二十一時までの間、嘉手納基地から対潜哨戒機、多分P3だと思えますが、対潜哨戒機が飛んでおります。

○西中委員 大臣、こういう短い時間で飛行機がすつと通っただけの。常識的に考えて、先ほどから公海条約からいろいろな議論がありました。

ただけれども、こういう誠意を持って日本側に対処するということ米側の言明から言うならば、言われなかつた、依頼しなかつた、これには救助に出るのあたりまえじゃありませんか。そう思います。大臣の所感を伺いたいと思えます。

○塩川国務大臣 それは捜査活動にアメリカが全力を挙げてやるのは当然でございます。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

けれども、わが方も捜査をしておるし、アメリカ側としても、できるだけ協力したいにしても、またそこをいろいろなトラブルを起していかぬという配慮も、私はなきにしもあらずと思っております。それは日本に、近海に近い事情でございまして、領海に近いだけに、やはり連絡は密にとつておつたことは先ほども海上保安庁が言っておるとおりでございます。また現に二機の航空機、それから船にいたしました二そう、捜査に協力しておるといふこともございました。

しますので、私は、十分なことをしておるとは申しませんが、申しませんが、しかしアメリカとしていろいろな連絡をしながら救助活動の手段をしておつたのではないかと想像されます。

○西中委員 大臣、気を使って物をおっしゃるのも結構ですけれども、外務省、これは人道からいっても許せない行為と私は思っているのです。

総力を挙げて捜索に出きたというのなら、われわれ日本国民としても、なるほど一生懸命やっているな、誠意が見られる、こうなるのですよ。私は、日米関係が悪化するということをおそれたという立場からも、米側のとっている姿勢というものは余りよくない、こう考えておりますので、外務大臣にお伝え願いたいと思えます。伝えてくれますか。

○松田説明員 外務大臣に報告いたします。

○西中委員 それから、防衛庁が在日米軍に問い合わせをして回答を得たのは十日の十時と聞いておりますが、間違いないと思いませんか。

○松田説明員 大体夜の十時過ぎでございます。

○西中委員 もう一遍確認しますが、防衛庁から米海軍に照会をした、その後、在日米海軍司令部から米原潜であることを回答してきたのは、十日の午後ですか、午前ですか。

○松田説明員 若干補足いたしますと、十日の朝、自衛艦が十三名を救助いたしました、それからすぐ東京に連絡をいたしました、その連絡の中に、乗組員に、上空に飛行機が飛んでいるというような話もありまして、それから潜水艦らしいという話もあったものですから、まず自分のところの船、航空機を調べましたら、該当がないというものですから、十日の朝すぐに在日米海軍司令部にも問い合わせをいたしました。

それで最初、昼ごろ、昼前ですか、参りました報告によりまして、在日米海軍司令部としては、その地域を潜水艦が航行しているという報告は受け取っていない、なお調査をするという返事がございました。

一方、航空機につきましては、私どものレーダー

サイトがありますので、そこでつかまえているかということも航空自衛隊に調べさせましたら、昼過ぎに、航空自衛隊は、前の日の事故当時米軍機が飛んでいたというのをキャッチしている、こういう返事がありましたものから、今度また再び在日米軍司令部に、おまえのころの航空機であるかどうかということをもた再び連絡いたしました。

そうこうしておりますうちに夜になりました、最終的に、その日昇丸に衝突したのはアメリカの潜水艦であるということ——失礼しました。その前に、上空を飛んでいた飛行機は米軍機であるという返事は夕方参りました。それから、アメリカの潜水艦であるという返事は夜の十時過ぎでございます。

そういう経緯でございます。

○西中委員 防衛庁の方に御説明をいただいたときには、十日の十時とおっしゃった。いま大変わかつたんですがね。

こういう事故のケースの場合、交渉の窓口は外務省ですね。こういう事故が起つて米軍に問い合わせしているのは海上自衛隊。それから、きょうは来ていたいておりませぬけれども、たとえば科学技術庁がこの事件を知つたのは十日の十八時四十分、夕刊とテレビで知つた。それから、外務省へ問い合わせしている。要するに、一連の事故の中で、各省がキャッチしている時間というものには非常にばらばらである。

海上保安庁は、外務省に問い合わせをしておられるのは何日の何時ですか。

○妹尾(弘)政府委員 海上保安庁にいたしましたのは、十日の午前十時前後に、米軍に、該当の潜水艦がないかということをお聞き合わせましたが、そのときには、何ら情報を得てないという話があり、十五時二十分、午後三時二十分に、救助された乗組員が、潜水艦らしいもの及び星のマークと模様入りのプロペラ双発機を見ているが、何か情報はないかという連絡をいたしましたところ、これについても、米軍側からは、何もない、こ

うい

○三浦(久)委員 運輸大臣にお尋ねいたしますが、このたびの事件は、考えれば考えるほど腹の立つ事件だと思ふですね。新聞の報道でもおわかりのように、日本の国民が大変な怒りに燃えておる。一日も早くその真相の解明をしてほしいというところで大変大きな関心を持っていると思ひます。

先ほど海上保安庁長官は、同僚議員の質問に答えて、アメリカの調査結果を待ちたいというようなことを言っておられるのですが、真相の解明は何もアメリカの調査報告待ちではなくて、できる限り日本側でこれを積極的にやっていくという姿勢が大事だと私は思うのです。

そういう基本的な姿勢を運輸省、大臣は貫かれるのかどうか、まず最初に聞いておきたいと思ひます。

○塩川國務大臣 当然われわれといたしましては積極的に原因究明をいたしたいと思つております。

○三浦(久)委員 きょうの時事通信のファックスによりますと、外務大臣が、きょうの午前の閣議が終了した後、塩川運輸大臣に対して、原潜の衝突事故について運輸省の調査が日本としてはファイナルなものになるのだから、それと結局すり合せて、アメリカ側の調査が出る、それと結局すり合せてなければならぬ、そういう必要性から特に要請したもので、外相は、日本側調査の方が米側よりも早く出ることにならう、こう言つた、こういうんですね。

こういう申し入れがあり、そして運輸大臣は、こういう外務大臣の申し入れを了承されたのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○塩川國務大臣 伊東外務大臣が私に言いましたのは、そのとおりの言葉ではございませんが、中身は大體そのようなことであります。

どういふことを言つたかといふましたら、不幸な事件が起こつたので、できるだけ原因の早期探求をいたしたい、海上保安庁もこれに協力してくれ、ということをごいしましたので、当然海上保安

庁も協力にやぶさかではない、とりあえず海上警察に關することでもあるから、どうしてもあなたのところを中心になるのでひとつ積極的にやってくれ、いま積極的にやっているよ、こういうことをごいしました。

○三浦(久)委員 私どもも海上保安庁の係官に來てもらつていろいろと事情を聞いてみたのです。ところが、いま大臣がおっしゃつたような積極的な姿勢はどうも見受けられないと私は感じたわけなんです。といひますのは、たとえば乗組員の供述でいろいろなことを言つておられます。たとえば明らかならぬところでも、衝突が起きてから四、五時間たつてからでも潜望鏡が二本見えたとか、飛行機が来たとか、ドローンという音がしたとか、シュルシュルという音がしたとか、いろいろな供述があるわけですね。そういう問題についてわれわれが聞きますと、いや、詳細は本庁は掌握してないんです、それは申木野の保安部が調べておりまして、そこにみんなあるんです、こういう言い方なんです。そして、通常の事件ではそういうことをやっております、一々本庁には上げないんです、こう言つておる。

それは通常の事件は上げないでしょう。あたりまえのことです。しかし、これだけ国会でも大きな問題になり、われわれも国会でこの問題について質問をするという、これだけ大きな事件が起きているのに、海上保安庁が申木野保安部の調べた供述の詳細をつかんでいない、そんなことはあり得ないと思ひます。私には、うそを言つているとしか思ひません。私も裁判関係でこういうものは専門にいままで二十何年やつてきているから、官庁の機構だつてよくわかつていますよ。それを、申木野の保安部だけが詳細をつかんで、私のところはわかりません、そんなやり方は、事実を隠そう隠そうとしていふ態度じゃないかというふうに疑ひを持つたわけですね。

それからまた、乗組員の供述を公開せいで、そう言つたら、何と言つたと思ひますか。刑法の百二十九条、これは道路往來妨害罪とか航路往來妨害罪です、こういう疑いが乗組員にないということは一〇〇%否定はできない、こんな言い方をして、それで捜査資料だから出せないんです、こんな言い方をするんです。これは乗組員に対して非常に失礼だと私は思ふのです。乗組員を刑法百二十九条違反の被疑者扱いにして調べているなというところは、私ほとんど本末転倒だと思ふ。これはさつき井岡さんが質問された、そういうことも相通じている問題じゃないかと私は思ふのです。

それで、運輸省が、海上保安庁が、法律に基づいて海難の救助とか海難の調査をやるようになっていましてね。それは一生懸命やるようになっていましてね。同時に、それを国会の場にも出して、そして各党の協力を得る、各機関の協力を得る。そういうして、真相に一日も早く近づくといいことが必要なんであつて、そういうものを隠しておくといいことは、真相の解明には役に立たないというふうには私は思つていまして。

それで、具体的にお尋ねをいたしますが、保安庁が自衛艦から第一報をもらったときの様子は、先ほど橋本議員の質問で御答弁がありましたね。そのときに自衛隊は、その船の船籍について、船籍は愛媛県というふうにしておるのですか。

○三浦(久)委員 昨日、参議院の運輸委員会では、党の小笠原議員が質問をいたしておられますが、答弁で若干保留になつていふ部分があるのです。それをちょっとまたきよう追加して聞きますけれども、たとえば船員が漂流中にシュルシュルという音がしたとか、ドローンという大きな音が出たとかいふことは、乗組員の証言として保安庁は聞いておられるようですね。それが夕方なのか午後なのか、よくわからないということなんです。お調べになつた結果どうだつたんでしょうか。

○妹尾(弘)政府委員 調書につきましては非常に膨大なものをごいしまして、いろいろと、夕方だと言つておる者もおれば午後だと言つておる者も

あり、私ども目下それを整理しているところをごいします。そのときに、小笠原議員の御質問には、夕方だと言つておる者は何人いるんだ、昼だと言つておる者は何人いるんだ、そういうような形で教えてほしい、このような御質問がございましたら、私どもとしては、この問題に限らず、全般的に矛盾点等も整理しまして、最も真相に近いものを結論といたしたいということごいまして、供述調書の整理を行っているところをごいします。

○三浦(久)委員 十三名の人々の供述ですから、若干の食い違ひとかいろいろなものがあると思ひます。あると思ひますけれども、しかし、そんなに大きく食い違ふということはないと思ふのです。ですから、夕方だと言つた人がおられるならばそれでいいじゃないですか。朝だと言つた人がおられるならばそれでいいじゃないですか。それをそのまま私らに出してほしいのです。そこで何か調整して出してくる必要はないと私は思ふのです。

それともう一つ、潜望鏡ですね、これがしつちゅう見えていたと、こういうのでしょ。そういう証言があるわけですね。きのうは、やはり見た時期とか、一本なのか二本なのかというふうなところについて供述がいろいろまちまちだ、ですから、また調べるというのですが、これは何も一本に統一するのには必要はないのです。無理やり一本に統一するのは裁判所の判決を書くときぐらいのものであつて、われわれの場合にはそういう生の事実をそのまま出してもらえればいいと思ふのです。けれども、それについて今度はみんな、それはどういふ意味を持つのかということを考えていつたらいいと思ふのです。

その潜望鏡についてのお調べはどうなりましたですか。

○妹尾(弘)政府委員 この問題につきましてもいま整理しておりますが、どういふ証言があつたかというところについてはできるだけ早い機会に御報告申し上げたいと思つております。

救命弾が二隻のゴムボートに四発積んであったわけですね。一番最初にこの救命弾はどういう状況のときに使われたのか、御報告していただけますか。

○妹尾(弘)政府委員 一発目の照明弾につきましては、米軍機らしいものが見えたということ、その米軍機に対して、米軍機から視認してもらえようというつもりで撃った模様でございます。ただ、それがうまく垂直に上がらなかった、横へ行ってしまった、このような証言を得ております。

○三浦(久)委員 それから、アメリカの原潜の行動ですが、先ほどからも指摘されておりますように、救助をしなかった、これはけしからぬ話ですね。しかし、彼らがいろいろな事情で救助できなかったとしても、救助を人に依頼するということ、これは自分自身は遭難しているんじゃない、しかし人命が危ないというような場合に、自分自身が救助ができないというような場合には他に対して応援を要請するというのができるわけでしょう。それは当然でございますね。その信号がXXという信号だと聞いておられるのですがね。そういう信号をアメリカの原潜がやったのかどうか。やって、そしてアメリカのどこかがそれを握りつぶしてしまつたというのか、その辺はどういうふうな御判断になっていらつしやるのですか。

○妹尾(弘)政府委員 アメリカがもし信号を出したとすれば、当然私どもの通信所に把握されるわけでございますので、そういう事実はないと思うのでございます。

○三浦(久)委員 そうすると、本当にこれはけしからぬ話だと思つておられる。自分自身は救助はしない、人に対して救助を要請するというのもない。要するに、もう見殺しにしてしまつたという、そういう気持ちは何となくありありとわかるような気が私にはするのですが、そういう判断はもつと資料が出てからやるとして、もう一つお尋ねしたいのは、自衛艦の中で乗組員がいろいろ事情

聴取されておられますね。どういふことを自衛隊に乗組員が言つたかということ、保安庁としては聞いているはずであります。

それで、お尋ねしますが、黒沢二等機関士、この人は、救助された後、報道によりましてこう書いてありますね。「ふろに入り、コーヒを飲み落ちつたときだった。自衛隊の幹部が、「この付近になにかの捜査があるというので出てきた。〇X区域から捜査することになっている。捜査をしていたら見つけた」。こういうふうな自衛隊の幹部から言われた、こういうふうな、このことは保安庁の取り調べで述べてある、こう言っております。

こういう供述を乗組員がしたことがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○妹尾(弘)政府委員 黒沢何がしてはございませぬが、そういう供述をした者はおあります。

○三浦(久)委員 だれですか。

○妹尾(弘)政府委員 名前はまだちょっといま持っておりませんが、二等航海士でございませぬ。

○三浦(久)委員 それで、その自衛艦の中でいろいろ乗組員が証言したときに、テープレコーダーでその供述がずっと記録されていたということなんです、そういうことは御存じでしょうか。

○妹尾(弘)政府委員 テープレコーダーをとつたというところは事実のようでございませぬ。

○三浦(久)委員 そうすると、そのテープレコーダーは、自衛隊から保安庁は入手しておりますか。

○妹尾(弘)政府委員 それは入手いたしております。(三浦(久)委員「してないですか」と呼ぶ)しておりませぬ。

○三浦(久)委員 それはおかしいな。たとえば海上保安庁法二条、七条、これは海難救助とか、それからまた海難の調査とかいふものはおたくの仕事になつておられるわけだ。それであれば、乗組員を引き継いだというだけじゃなくて、海難に関するそういうものもやはり手に入るといふ努力はしなければいけないんじゃないですか。そうしな

ければ真相というものが本当に十分に解明されないんじゃないかと私は思うのですが、どうですか、自衛隊からそのテープレコーダーを入手する気持ちありますか。

○妹尾(弘)政府委員 私どもとしては、自衛隊の艦長から直接事情聴取をしております、テープレコーダーは取り寄せてないということ、ございませぬが、聞かしてもらいたいということ、申し入れます。ただ、いまのところ、その必要性を必ずしも認めていないということ、ございませぬ。

○三浦(久)委員 聞かないで必要性がないなんて、聞いてみなければわからねぬのだから、あなた、そんなことを言つてはいかぬ。それは余りにも予断と偏見を持った答弁だと私は言わざるを得ないので。

それからもう一つ、船底に連れていかれて事情聴取された乗組員がいるそうです。自衛隊の船底へです。そのときに海図が広げてあつた。そして、ちょうどこの現場付近のところにバツ印があつたというのです。そういう供述は聞いておられますか。

○妹尾(弘)政府委員 そのような供述があつたというところは聞いておりますが、自衛隊に問い合わせたところ、そのような事実はないという回答でございませぬ。

○三浦(久)委員 私先ほど、アメリカの報告待ちになつてはいかぬのだということ、申し述べましたけれども、あなた方はこういう海難の調査については専門家です。そういうと、いまの時点ではこういう項目とこういう項目が調査項目として足りない、こういう問題について調べればうんと真相に近づけるというものはあつたはず。それは主にアメリカ側の事情にかかつている問題だと思つておられる。そういう調査項目というものをアメリカに要求するといふか、依頼するといふか、仮に悪い答えが出てこようと何しよう、一応外交ルートを通じてそういう申し入れをすべきだと私は思つておられる。そういうことはし

ておられますか。

○妹尾(弘)政府委員 私どもとしては、外務省を通じて、できるだけ具体的に米側の調査をもらいたいということ、申し入れておられます。

○三浦(久)委員 いや、それは調査項目を外務省にゆだねるのじゃなくて、保安庁は専門家なんだから、その専門的知識に基づいてこういう項目について調査をしてくださいということ、申し入れておられますか。

○妹尾(弘)政府委員 項目は挙げておりませぬ。項目は挙げておりませぬが、海難事故に関する調査項目というものはもう常識で大体わかつておるわけ、ございませぬ。そういうものが出てくることを期待しておりますけれども、もし足りないことがあれば重ねて問い合わせる、かようなことと考へておられます。

○三浦(久)委員 一日も早く真相を解明しようというんです。それをアメリカ任せ、外務省任せじやだめだということ、あなたたちがやるんだから。だから、ちゃんと最初に必要なものは全部項目を出して調べたいじゃないですか。足りなければまた聞きます。一日も早くという態度にはならないのです。そして、そういうことは通常の場合やっておられるのです。

たとえば、五十四年九月十八日に金華山沖で日本の第五十三大丸、十四トンが、朝鮮民主主義人民共和国の船とぶつかつておられるのです。そうしたら、海上保安庁は、これは公海上ですけれども、直ちに朝鮮民主主義人民共和国の船、船長に対して、ちゃんと自分たちの事情聴取に応じてほしいという申し込みをしておられるのです。

時間がないよう委員長がいららしていらっしゃる。時間がないよう次に移りますが、五十五年六月二日にも福島の沖でソ連の漁船と日本のタンカーがぶつかつておられる。このときにもソ連の船長に対して、あなたたちは事情聴取に応じてください、これは断られておられますけれども、一応はそういう態度をとつておられる。

そうであれば今度も、アメリカに対して、断

られるかどうかかわからないけれども、やはり同じような調査要求すべきだと思うのです。そうでなければ、真相に近づく努力をしているというふうには言えないと私は思います。

それとも一つお尋ねしますが、海上保安庁はいわゆる海難審判法二十八条に基づき報告をすぐ海難審判庁にいたしましたか。

○小此木委員長 簡潔に願います。

○吉野説明員 十一日の朝八時ごろ、申木野海上保安部から長崎地方海難審判庁の調査課長の宅へ通報しております。その後八時三十分ごろ、同審判庁の理事官から申木野海上保安部へ事情の照会がありまして、そのときにも説明をしております。

○三浦久委員 これはあなたたちの方から積極的にやったのではないのでしょうか。十一日に、逆に海難審判庁の本庁及び長崎の理事官が、海上保安庁の申木野保安部に電話で問い合わせられているでしょう。それ以前には、あなたたちは二十八条に基づき報告はしてないのですよ。二十八条に何と書いてあるかと言いますと、「海上保安官、管海官庁、警察官及び市町村長は、第二条各号の一に該当する事実」これは海難事故ですね、「該当する事実があつたことを認知したときは、直ちに、直ちにです、直ちに、これをその事務所のある所在地を管轄する地方海難審判庁の所在地に駐在する理事官に報告しなければならぬ。」こうなっているのです。

そうすると、あなたたちは問い合わせが来るまでこういういわゆる法律上の義務に基づく報告をしてないという、ここにも、この事件の取り組みに対する海上保安庁の姿勢を疑わせるものがあると思う。アメリカに遠慮することはないじゃないですか。堂々と、日本の多くの人々の英知を集めて真相の解明に努力をしなければならぬと私は思います。

時間がありませんので、この程度でやめておきます。

○小此木委員長 中馬弘毅君。

○中馬委員 日米関係の緊密さを損なわないためにも、余りアメリカに遠慮する必要はないと思うのです。だから、軍事機密まで立ち入って調べの必要はないですけれども、しかし海難事故としての徹底した原因の究明はすべきだと思っております。

そこで、お聞きいたしますが、まず最初に自衛艦が見つけたことになっております。そうしますと、この船は神戸から上海に向けて航行中の船ですけれども、この日昇丸は通常の航路からかなり離れておたのですか。ここは普通の、そういう神戸から上海に向かうときの航行の道であるのかどうか。

○妹尾弘政府委員 通常よく通られる航路だと思えます。

○中馬委員 そうしますと、二十数時間ですか、ほぼ一昼夜だれも見つけないのかどうか。というのは、それまでの間にこの付近を航行した民間の船舶があるのかないのかをもちろん海上保安庁はつかんでおられると思えますから、お答え願います。

○妹尾弘政府委員 ゴムボートでございますので、だれも見つけないということでございます。

○中馬委員 見つけたか見つかないかと言っているのではなくて、付近を航行した船があるかないかということですか。

○妹尾弘政府委員 付近を航行した船舶の有無についてはよくわかっておりません。

○中馬委員 海上保安庁は、普通の航行船舶のあれをつかんでないわけですか。

○妹尾弘政府委員 私どもは、海上交通の情報システムというものについて実はかなり欠陥を感じておるわけでございまして、日本船舶がこういう時点において、どこをどう通っているかということについての詳しい情報を必ずしも的確に把握できないという体制でございます。

○中馬委員 私が申しておりますのは、そのちょうどゴムボートが漂流しているところを、びった

りその位置を通ったかどうかと言っているのではなくて、この航行路が通常の航行路だということでございますから、そうすれば、この二十四時間の間上海からあるいは神戸から、そこを通った船があるはずだ、そういう通常の常識で考えて言っているわけですが、どうでございますか。

○妹尾弘政府委員 当該航路は通常の航路でございますけれども、上海行きという船はそう多くないわけでございます。その他たとえばペルシヤ湾向けのタンカールートのようにしよちゅう通っているというわけではないわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、この時点でこの航路をどれくらい船舶が通っているという情報は、実は余りの確に把握できないというのが現在の体制でございます。

○中馬委員 事後では調査できるわけですね。

○妹尾弘政府委員 各会社に問い合わせ、この時点においてここを通った船があるかというのを会社に問い合わせるということも綿密にやれば、あるいは可能かとも思えますけれども、なかなかむずかしいというのが現状でございます。

○中馬委員 自衛艦が、ここで漂流中のボートをとまたま最初に発見したということについてどうお考えになっておりますか。

○妹尾弘政府委員 これは全くの偶然と申しましたら語弊があるかもしれませんが、非常に幸いであつた、かように考えております。

○中馬委員 これはまた別の委員会でお聞きいたしますが、その当たった場所とか、あるいは右側から当たったのか左側から当たったのか、こういうことについては証言をとっておられると思えますけれども、ここでは、どんと上に持ち上がったということだけでございまして、そのところははいかがでございますか。

○吉野説明員 救助された乗組員から聴取したところによりますと、左舷の機関室付近にどんとという衝撃音を感じた。そして、船体が浮き上がるような感じを受けた後、機関室の船底から海水が噴き上げております。左舷の機関室付近というふう

に聞いております。

○中馬委員 沈没した場所の海の深さはどのくらいでございますか。

○吉野説明員 約七百メートルでございます。

○中馬委員 ということは、これはいまの技術では引き揚げ不可能な場所でございますか。

○吉野説明員 現在の通常のサルベージの技術ではむずかしいかと思えます。

○中馬委員 このサルベージをしてみればそれこそわかるわけでございますけれども、いずれにしても、日本側として事故の究明というのははっきりさせておく必要があると思うのです。ただアメリカの報告が来て、ああそうでしたかということであるならば、やはりこれは今後のことに対しても日本国民の間にも不信感を持たれようかと思えますので、このサルベージが不可能ということであるならば、それならそれだいろいろな方法があるかと思えますけれども、この事故の究明ということを徹底的にやるべきだと思っております。

ところで、外務省は、先ほど補償の問題が出ておりましたけれども、いままでもこういう事例がございまして、と申しますと、外国の艦船と日本の商船がぶつかったといったケース。

○松田説明員 外国の軍艦一般については私存じませんが、米国の艦船との関係におきましては、領海内の事故の場合には地位協定によって処理されます。今度のような公海上の措置は、私どもが近年の事例として承知しておりますのは四件ほどでございます。

○中馬委員 その四件につきまして、補償の関係なんですかけれども、全く当事者と外国政府との間だけで物事が進められているのですか。

○松田説明員 お答え申し上げます。

日本政府の立場は、このような問題処理に側面から御援助申し上げるということでございます。外務省と防衛施設庁がときどきと御要請に応じてお助けをさせていただきますが、究極的な話し合い、示談を含めての解決は当事者にお願ひし

ております。

○中馬委員 その船の被害だけであればさういふことも可能でしょうけれども、たとえば先ほど言いましたようなサルベージができないとするならば日本の潜水艦で調べただけ調べるとか、あるいは日本の潜水艦で調べるといったことも全く不可能じゃないと思うのです。たとえば、そういうことをしようとした場合に、その費用は請求することができませんか。

○松田説明員 衝突事故の原因者つまり加害状況が判明せず、双方、すなわち被害者たる日本商船と米軍艦船側に争いが生じて、その原因を究明する手段として、たとえば双方が第三者に確認を求めるとか等々の事例は、仮にありませうかと思いつつ、今回の事故のように、米海軍は、みずから潜水艦が通常の活動中に日本商船に衝突したと認めることを言っておりますので、しかも潜水艦の損傷部分が艦橋でありますので、これはどう見ても余り、今後の問題でございませうけれども、いま先生御懸念のような形で争いが、つまりサルベージして揚げなければ一体どちらが悪いのだとか、どういふ状況だということが本件解決の非常な障害になるということは多分ないではないかと存じます。いづれにしても、米海軍は最大の努力をもって早期原因究明を約束しておりますので、その報告を受けた後に判断させていただきたいと思っております。

○中馬委員 これはただ報告を受けて、それでわかりましたということなのかどうか。これはたとえばこの間の安全保障委員会でも御質問しましたけれども、要するに、艦艇すら見せてもらえる可能性がいまのところないわけではございませう。どこにあるかわからないし、それを見せる可能性はないということでもございませう。その報告をそのままのみにせざるを得ないような状況になるわけ、場合によっては沈んだ船を調べなければそれが事実かどうかわからない。あるいはまだもう

一步下がって、ジョージ・ワシントン、中の原子炉まで見せろとは言わないにしても、どの辺がどうへっこんでいるか、そういうことを日本の保安庁ですか、どこか知りませんが、その調査官に立ち入らせて見せるというのであればまだ納得できるかと思うのですが、そういうところはいかがお考えでございませうか。

○松田説明員 現在の段階では、申しわけございませぬ、何とも申し上げようがございませぬ。と申しますのは、米側からの調査報告ないしは状況報告の結果、全面的に米側の潜水艦航行上のミスであって、一〇〇%責任があるということになれば、あるいはそれが一つの解決といえますか、原因を確認する方法となりませうし、理論的には、先生おっしゃるようには、はっきりしない部分が出てくる、こういうこともあり得るかとも思いますが、いづれにしても、それは米側の調査を見ただ上で判断させていただくことにならうかと存じます。

○中馬委員 きょうは十分しか時間が与えられておりませぬので、また別の機会に別の委員会で細かいことは聞かしていただくことといたしまして、いづれにいたしまして、この日米関係の将来を危惧するわけではございませぬから、むしろそれは政府やあるいは行政も含めて、ただアメリカのいまのいろいろな軍事的な立場をかげうだけじゃなくて、むしろ国民が不安に思っていること以上に徹底的に政府の方がやっていることではないかと、日本の国民の方は納得するかと思つておる。ところが、何か国民が疑義に思っていること以下のことしか出てこなかった場合には、非常にこれが亀裂を生じてくるかと思つておる。そして、これは今後の日米関係でございませぬ。起こり得るまたもう一つの懸念をつくつてしまうことになりませぬので、徹底的な究明をお願いして、質問を終わらせていただきます。

○小此木委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十分散会

広域臨海環境整備センター法案に対する修正案
正案

広域臨海環境整備センター法案の一部を次のように修正する。

目次中「第三十五条・第三十六条」を「第三十五条―第三十七条」に、「第三十七条―第三十九条」を「第三十八条―第四十条」に改める。

第一条中「認められる」の下に「大都市及びその周辺の都市の」を加え、「及びこれによる港湾の秩序ある整備」を削る。

第二条第一項各号列記以外の部分中「二以上の都府県」を「大都市圏の地域に係る二以上の都府県」に改め、同条第二項中「一の都府県の区域」を「首都圏、近畿圏その他の政令で定める大都市圏の地域のうち、一の都府県の区域」に改める。

第五条第二項中「自治大臣の承認を受けなければならない」を「自治大臣に届け出なければならない」に改める。

第十四条第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会は、委員で組織し、委員は、センターに出資した地方公共団体の長及び議会を代表する者並びに港湾管理者の長をもつて充てる。

第十九条第三号中「並びに当該施設における産業廃棄物（同号口の政令で定める産業廃棄物を除く。）による海面埋立て」を削る。

第二十条第二項第三号中「港湾の機能の増進」を「港湾」に改め、同項第四号中「関係地方公共団体」が実施する廃棄物の減量化等の施策」を「関係地方公共団体が廃棄物の処理に関して定めた計画に基づき実施する廃棄物の減量化、再生利用等の施策」に改める。

第二十条第三項中「第七項」を「第六項から第八項まで」に、「主務大臣の認可」を「主務大臣

の承認」に改める。

第二十條第四項中「前項の認可」を「前項の承認」に、「関係行政機関の長」を「環境庁長官、農林水産大臣、建設大臣及び自治大臣」に改める。

第二十條第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条に次の二項を加える。

7 センターは、基本計画を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

8 センターは、第一項に規定する基本計画を作成し、又は変更するに当たつては、当該基本計画の実施により生ずる環境に対する影響についての調査の結果に基づく事前評価を行うとともに、当該事前評価の結果を公表しなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。

3 前条第七項及び第八項の規定は、第一項の実施計画の作成又は変更について準用する。

第二十六条に次の一項を加える。

3 国は、第一項に規定するもののほか、センターが第十九条の規定により地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該センターに対し、その工事に要する費用の一部を補助するものとする。

第三十九条を第四十条とし、第三十八条第一号中「認可」を「認可又は承認」に改め、同条第四号中「第六項」を「第五項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条を第三十八条とし、第八章中第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とし、同章中同条の前に次の一条を加える。

(配慮)

第三十五条 国は、センターの解散又は業務の縮小に当たつては、センターの職員の雇用の安定について十分な配慮をしなければならない。

附則第十二条を附則第十四条とし、附則第六条から附則第十一条までを二条ずつ繰り下げ、附則第五条中「第二十六条第一項」を「第二十六条第一項及び第三項」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第四条を附則第六条とし、附則第三条を附則第五条とし、附則第二条を附則第四条とし、附則第一条の次に次の二条を加える。

(廃止)

第二条 この法律は、その施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(検討)

第三条 政府は、廃棄物の処理に関し、廃棄物の減量化、再生利用等の推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

昭和五十六年五月七日印刷

昭和五十六年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局